

開 示 制 度（Ⅱ）

—確認書、内部統制報告書、四半期報告書—

ま え が き

日本証券経済研究所の金融商品取引法研究会は、その時々の証券市場、資本市場をめぐる様々な法律問題について、ご専門の研究者や法律実務家の先生方を中心に、また、金融庁のご担当者や実務関係の方々にもオブザーバーとして参加していただき、ご報告、ご討論をしていただく場である。研究会の都度、出来るだけ早く研究記録を刊行し、皆様のお役に立ちたいと考えている。

今回の研究記録は、平成 20 年 5 月 21 日開催の研究会における、戸田 暁委員（京都大学大学院法学研究科准教授）の「開示制度（Ⅱ）—確認書、内部統制報告書、四半期報告書—」についてのご報告と、このご報告をめぐる討論の記録である。

戸田先生のご報告は、金融商品取引法で導入された、確認書、内部統制報告書、四半期報告書について、米国サーベンス・オクスリー法での取扱いとの比較を含め、制度の概要について分析をされた上、様々な課題をあげ問題提起をされた。確認書の提出の義務は、なぜ上場会社と店頭登録会社に限られているか、内部統制報告書と確認制度の相互関係をどう考えるか、内部統制の整備・運用の責任の所在、内部統制報告制度の民事責任との関係、会社法の内部統制システム構築義務との関係等々、大変興味深い問題を提起していただき、これらを中心に活発なご討論が展開され、有意義な研究会となった。

ご報告をいただき、議事録の整理にもご協力いただいた戸田先生に厚くお礼申し上げ、神田会長、前田副会長をはじめご参加いただいた先生方、オブザーバーの方々に心から感謝申し上げる次第である。

2008 年 7 月

財団法人 日本証券経済研究所
理事長 高 橋 厚 男

開 示 制 度（Ⅱ）

—確認書、内部統制報告書、四半期報告書—
（平成 20 年 5 月 21 日開催）

報 告 者 戸 田 暁
（京都大学大学院法学研究科准教授）

目 次

はじめに	1
I. 確 認 書	5
1. 概 要	5
2. 記載事項等	6
3. 課 題	8
II. 内部統制報告書	15
1. 概 要	15
2. 内部統制報告書の記載内容	16
3. 内部統制監査報告書の記載内容	18
4. 課 題	18
III. 四半期報告書	26
1. 概 要	26
2. 課 題	27
討 議	28
報告者レジュメ	
「開示制度（Ⅱ）：確認書、内部統制報告書、四半期報告書」	51
資 料	63

金融商品取引法研究会出席者(平成20年5月21日)

報告者	戸田	暁	京都大学大学院法学研究科准教授
顧問	森本	滋	京都大学大学院法学研究科教授
会長	神田	秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
副会長	前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
委員	青木	浩子	千葉大学大学院専門法務研究科教授
〃	太田	洋	西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士
〃	川口	恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
〃	神作	裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
〃	中村	聡	森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士
〃	山田	剛志	新潟大学大学院実務法学研究科准教授
オブザーバー	松尾	直彦	東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
〃	永井	智亮	野村證券執行役
〃	桑原	政宜	大和証券グループ本社法務部長
〃	永山	明彦	日興シティホールディングス法務部長
〃	浅場	達也	みずほ証券法務室長
〃	伊地知	日出海	日本証券業協会常務執行役
〃	小川	宏幸	日本証券業協会客員研究員・
			亜細亜大学法学部准教授
〃	柿崎	環	日本証券業協会客員研究員・
			東洋大学法科大学院准教授
〃	木村	真生子	日本証券業協会客員研究員・筑波大学ビジネス科学研究科アシスタントリサーチャー
〃	金	賢仙	日本証券業協会客員研究員・早稲田大学
			法学研究課博士課程
〃	廣瀬	康	東京証券取引所総務部法務グループ課長
研究所	高橋	厚男	日本証券経済研究所理事長
〃	若林	良之助	日本証券経済研究所常務理事
〃	関	要	日本証券経済研究所顧問
〃	小林	和子	日本証券経済研究所主任研究員
〃	萬澤	陽子	日本証券経済研究所研究員
〃	安田	賢治	日本証券経済研究所事務局次長
特別参加	谷口	善幸	金融庁総務企画局企業開示課企業開示調整官
〃	西田	裕志	金融庁総務企画局企業開示課企業会計専門官

(敬称略)

開 示 制 度（Ⅱ）

—確認書、内部統制報告書、四半期報告書—

神田会長 それでは、予定の時間になりましたので、金融商品取引法研究会の第9回会合を始めさせていただきます。

本日のご出欠の状況ですけれども、金融庁からは企業開示調整官の谷口さんと専門官の西田さんにご出席いただいております。ありがとうございます。

また、お手元のメンバー表をごらんいただくとおわかりかと思いますが、証券業協会に客員研究員という制度がございまして、その異動に伴い、今回からオブザーバーとして次の方にご出席いただいております。

亜細亜大学の小川さん、東洋大学の柿崎さん、それから筑波大学の木村さん、早稲田大学の金さん、どうぞよろしくお願いいたします。

また、前回、オブザーバーとして参加されておられました萬澤さんが4月から日本証券経済研究所の研究員として勤務されておりますので、研究所の研究員としてご参加ということになりました。引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、東京大学の松尾さんと日興の永山さんの肩書が少し変更になりましたので、名簿をごらんいただければと思います。

それでは、本日は既にご案内のとおり、戸田先生から開示制度（Ⅱ）ということで、確認書、内部統制報告、四半期報告についてご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

戸田委員 戸田でございます。

本日は開示制度の第2回目ということで、確認書と内部統制報告書制度、それから、四半期報告についてご報告させていただきます。

はじめに

最初に、資料のご説明でございます。

事前にお送りした資料が1から12までありますが、本日は、それに加えて、事前送付の際に脱落のありました資料7の追加部分を机上に配付しています。

初めにおことわり申し上げますと、本来、関連するいろいろな書類すべてをそろえまして事前に配付すべきところですが、内部統制関連のものを中心としてかなり大部なものが多いので、今回は、減量のため大きな文書の配布を断念して、なるべく最小限の資料の配布とさせていただいています。

まず資料の1ですが、これはアメリカのサーベインズ・オクスレー法の関連規定の原文であります。

302条が1ページ目にありまして、今回のご報告では、わが国の確認書に相当する規定です。

それから、404条というのが3ページ目にありますが、今回のご報告では、わが国の内部統制報告書に相当する規定です。

最後のページに906条というのがありますが、刑事罰にかかわる確認書関係の規定です。

そして、資料の2ですが、これは今申し上げました302条の規定に基づく確認書についてのルール13a-14であります。

それから、めくっていただいて3枚目のルール13a-15は、ルール13a-14、それから先ほどの404条にかかわる内部統制等の定義等について定めています。

最後に、アイテム307というのがご参考としてつけてあります。

資料の3ですが、こちらは、先ほどのSOX法の404条に相当する内部統制報告制度にかかわる開示項目、アイテム308です。

資料3の3枚目からExhibitsとなっていますが、初めから数えまして5枚目の末尾、一番下の段落に「(27) through (30)」という表記があります。その後に「(31)」という番号が本当はあるのですが、お配りした原本の都合でその番号の表示だけ抜け落ちてしまっているようです。申し訳ありませんが、この「(31)」の表示を挿入したものと読んでいただきまして、そのあと

に表示されているのが確認書のフォームであります。

そうということで、ごちゃごちゃしますので申し上げなおしますと、アメリカにおける確認書のフォームは、この資料3の5枚目以降についているということになります。

以上が資料の3です。

それから、資料の4と5です。これは、ご参考までに、近年のボシュロム社における財務書類の訂正報告や内部統制の不備等をめぐる事案についての資料、開示例であります。具体的には、不良品の問題や関連会社の管理に関して内部統制の問題が発覚しました。そのことに関連して、この資料の4の2004年度の年次報告においては、既にこの問題が存在していたにもかかわらず、内部統制報告の部分で適切な報告をしていなかったとみられます。そういった、平常時の内部統制報告を行ってしまっている開示書類がこの2004年のものであります。

資料の5ですが、今度は問題が発覚した後に、同じ事案について、ボシュロム社が、業績水増し等を生じさせた内部統制をめぐる問題や、これへのリアクションとして投資家の提起した証券クラスアクション等に関して、いろいろなアイテムにわたって開示しているものです。問題が露見した後のいろいろな開示処理の例として、お配りするものです。

本日は、このボシュロム社の事件を主に取り上げるわけではありませんので、開示例としてのご参考のみということになりますが、ボシュロム社に対する投資家の集団訴訟についても若干後で触れさせていただきたいと思えます。

それから、資料の6ですが、これは日本の内部統制に係る府令の規定です。これを参照することがありますので、抜粋しておきました。

876 ページ以降にフォームが2つ掲げてあります。

つぎに、資料の7ですが、これもちょっとおわびしておかなければいけないものです。本来、この9号の2とともに、本日の追加資料としてお配りしてある様式の4号の2というものを一緒に事前にお送りすべきところ、私の

作業ミスでこれが漏れてしまいました。整理しますと、追加資料7となっていてしまっているのが、内国会社向けの確認書の様式であります。追加資料7の後ろのほうには、ついでに四半期報告書の内国会社分のフォームもつけてあります。それから、事前配付資料の7というのが、外国会社分の確認書及び四半期報告書のフォームであります。というわけで、何か外国会社について本日おもに検討するかのような事前資料配付になっておりましたこと、申しわけございません。

以上が、資料7でございます。

それから、以下ちょっと順不同になりますが、資料8が内部統制府令についてのガイドライン。資料の9が平成19年10月に金融庁が出されましたQ&Aであります。主には、重要な欠陥の判断基準や、その他もろもろ、あとで触れます文書化の問題等についても記載されています。

資料の10、これが今年に入りましてから金融庁が出されました「内部統制報告制度に関する11の誤解」というものであります。その冒頭では、アメリカのSOX法との対比が確認されておりまして、さらに文書化の必要性等といった実務的な課題について、簡明にまとめてあります。

それから、資料の11ですが、これは公認会計士協会のほうで出しておられます財務諸表報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取り扱いという文書から、それに添付されている内部統制監査報告書の文例を抜き出しまして、参考にお配りしております。

最後、資料の12ですが、これは今回とり扱います確認書、内部統制報告書、それから四半期報告書制度の導入に伴い、東京証券取引所のほうで取り扱いについて検討された結果が示されています。内部統制報告制度のもとでいわゆる重要な欠陥が開示された場合には上場廃止になるのかどうかといった議論がありましたが、それについては、上場廃止という扱いにしないが、2ページ目の最後にありますように適時開示の取り扱いがされるということになっています。

不手際でちょっと長引きましたが、以上が資料のご説明です。

それでは、早速、報告のほうに入らせていただきます。

I. 確 認 書

まずレジメは12ページで構成されていまして、最初のほうは確認書について長々と扱わせていただいています。まず、制度の概要をご説明して、つぎに、私が考えます課題について提示させていただくという形にします。

その後で、内部統制報告書についてのお話をさせていただき、最後に、余り中身に立ち入らないのですが、四半期報告書について概要だけ報告申し上げたいと思います。

1. 概 要

確認書制度ですが、まず、概要として、(1)のところです。

確認書提出が金融商品取引法において義務づけられたわけですが、その目的について、次のように金融庁のかたが書かれています。つまり、有効な内部統制の構築を前提として、有価証券報告書等の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることについて経営者がみずから確認をし、その旨を記載した確認書を有価証券報告書等とあわせて提出することを義務づけるというのであります。

これは有価証券報告書等の適正性をより高めることを目的とする制度であると言われてしています。

どういう会社がこの提出義務を負うのかといいますと、②にありますように、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、上場会社または店頭登録会社であり、外国会社を含むものとされています。

なぜこのような上場会社等が適用対象になるのかということについては、その発行する有価証券が流動性の高い流通市場を持っており、その市場で広く資金を集めるためにより適正な投資情報が求められることから、こういった提出義務の範囲が定められているとされています。

そして、有価証券報告書等とあわせて提出すると申しましたが、より具体

的には、有価証券報告書、四半期報告書、それから、四半期報告書制度をとらない場合には半期報告書、これらとあわせて確認書を提出するとされています。

したがって、事業年度が1年でかつ四半期報告書制度の対象会社となる場合は、年度当たり4回確認書を提出することになります。

以上が強制提出の制度ですが、③の任意提出の制度があります。

これは、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち上場会社等以外のものについても任意に確認書を提出することができるとされています。ただし、それは有価証券報告書、四半期報告書または半期報告書とともに提出する場合に限られています。

この任意提出制度については、証取法上の制度が引き継がれた形になっていますが、今般、金商法の確認書制度が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、旧法に基づく確認書は、本年3月31日までに提出される開示書類に添付することができたということになっています。

以上が概要であります。

2. 記載事項等

次に、記載事項に移らせていただきます。

レジュメの2ページの冒頭ですが、まず様式については既にご説明しました。代表者及び最高財務責任者が記名捺印等をするのは、アメリカにおいてCEO及びCFOに署名させているのに対応したものであります。ただし、日本法の場合にはCFOについては、そういった人を代表者に準じる責任者として定めた場合にのみこの者の記名捺印を求めるということになっています。

それから、実質な記載内容ですが、c) にありますように、「有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した」旨を記載するとされています。

それから、一定の、確認の範囲の限定ができるというのがd)でありまして、確認を行った記載内容が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載するとされています。ただし、ここでは、「適正であることを確認できなかった」という確認の仕方はできないと言われています。

f) にありますように、監査証明は不要です。

以下は、単なる羅列になってしまいますが、提出方法については、⑤にあるように有価証券報告書の提出期限と同じであります。ここでは、C) にありますように、有価証券報告書の添付書類ではなくて別個の開示書類として、つまり、別の表紙をつけて出すという取扱いになっています。これは、旧証取法 24 条 6 項の任意提出の確認書と違っているところであります。

それから、公衆縦覧等、訂正確認書の定めがあります。

⑧ですが、不提出の場合には過料の定めがあります。

それから、虚偽記載については、⑨にありますように、罰則や民事責任の定めは金商法上、置かれていません。この趣旨ですが、有価証券報告書等の重要な事項に虚偽の記載があることを知りながら、有価証券報告書の記載内容は適正である旨を記載した確認書を提出した場合について罰則を科すということになりますと、つまりは重要な事項に虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した場合の罰則と構成要件が基本的に重なるからであると説明されています。

そして、レジュメの 3 ページの冒頭であります。確認書は、「当該確認書において適正性を確認する有価証券報告書と表裏一体の関係にあり、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては別途、賠償責任の規定が置かれている」から、確認書については別途賠償責任の規定を置く必要はないというふうに説明されています。

以上が確認書制度の概要でございます。

3. 課 題

続いて、私の考えます課題について、網羅的ではまったくありませんが、報告いたしたいと思います。

①提出義務を負う会社の範囲

まず、(2)の①であります。

提出義務を負う会社の範囲がなぜ上場会社と店頭登録会社に限られ、有価証券報告書提出会社一般に及ばないのかという問題であります。

これについては、a)にありますように、流動性の多寡により内容の適正性に差が生じる可能性を認めることには必ずしも合理性がないのだという指摘が川口先生によってなされています。

この見解によりますと、現行制度の適用範囲というのは、既に証券取引所の自主規制で、たとえば東証の宣誓書というのがありましたけれども、その制度のもとで一定の確認書制度が導入されていた会社に適用範囲を限っておくことにより、会社側の負担をできるだけ抑えて、今回の金商法の確認書制度の導入を円滑に進めるという配慮に基づく、それで先ほど申し上げましたように適用対象を限定したものである、と説明されるわけです。

これについて、若干、検討させていただきますと、まず、内部統制報告制度自体がそもそもこの確認書の前提になっていますので、企業統治への介入という観点からは、制度の適用を上場会社等に限る理由というのはもともとないとはいえないように思うのです。しかし、このa)の見解によると、適正性に差が生じるということが問題にされていますから、ここでは統治のことは別として、この適正性の点自体をもう少しよく考えてみる必要があるのではないかと思います。つまり、適正性に差が生じるということ、それから、記載内容が適正であるということの具体的な意味が問題であります。先ほどお話ししたレジュメの④の記載事項のc)で申しますと、「有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した」という文言を記載させている意味であります。

財務諸表監査の場合と比較しますと、そこでは、一般に公正妥当と認めら

れる企業会計の基準に準拠して企業の財政状態、経営成績等をすべて重要な点において適正に表示しているかどうかについて監査人が意見表明を行うというのが財表監査であります。

これと比べますと、確認書というのは、実は、何の限定もなく、金融商品取引法令に基づき適正であるということを確認したという意味で、この「法令に基づき」「適正」の解釈によっては、かなり大胆な確認の表明をしなければいけなくなるという制度にもみえます。つまり、確認書では、準拠すべき枠組みとか、適正性の範囲の限定が、原則としては、何も存在していないようにも見えるわけであります。例えば、単にエンフォースメントの対象とならないとかG A A P準拠性をみただけでは確認書にいうような記載内容の適正を備えたことにならないのではないかというふうに見る余地もあるように思われるのであります。

もしそうだとしますと、確認書そのものが、ただしっかり確認せよと求めて結果的により適正な開示を実現しようとしているわけではなくて、有価証券報告書の記載内容について独自に、問題性のない適正レベルの高い開示であることを確認させているということになりえますので、流動性あるいは投資者やその行動の多様性を根拠として、脆弱な投資者を保護する見地からより適正な開示を求めているという説明が合理的であるとみる余地が生じるようにも思えるのであります。つまり、上場会社等か否かによって適正性に差が生じるということは、必ずしもおかしいことではない可能性があるようにも思われます。[報告者注：この部分についてはさらに検討し、論旨を整理したいと考えています。]

また、我が国では、確認書に関する罰則や民事責任の定めについてはかなり慎重に回避をしているということも、場合によってはかなり大胆な確認を求める制度であるということにも関係するのではないかと考えます。

なお、任意の提出をする場合の確認書について、有価証券報告書の提出会社が有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書とあわせて確認を行おうとする場合にのみ限られている理由も別途考える必要があるように思われます。

が、ここでは、強制提出に関する限りは、現行の適用範囲にも合理性があるのではないかと考えるわけでございます。

②アメリカの確認書制度

ここでアメリカの確認書制度を若干検討してみますと、これには先ほどのS O X法の302条の確認書制度と906条のものがあるわけですが、ここでは302条のほうを見てみます。

302条には上場会社に適用を限る文言はなく、同じS O X法の301条の監査委員会に関する規定と違ってしています。

我が国の確認書制度とかなり類似しているようにも見えるのですが、記載事項にも若干の相違があります。302条の(a)項の(1)～(3)、これが日本の適正性に関する確認に一応相当するものと思われるわけですが、一々、翻訳は申し上げませんが、この(1)～(3)では、当該オフィサーの知る限りといった文言によって、確認内容がかなり限定されています。

(3)では「fairly present in all material respects」と書いてありますが、ここでも一応、重要性についての限定文句があります。ただfairly presentということで、単なるG A A P準拠性よりもやや広いものを言っている可能性のある文言が置かれているとみる解釈もあります。

こういった規定ですので、日米で相対応する規定があるとはいいながら、米国のほうが文言上、限定的な確認を求めていると思われます。これに対して日本においては、広範に記載の適正を確認するという制度になっているということです。

以上との関連で、S O X法の302条に基づく民事責任がどのように考えられているかということをおみますと、これはレジュメの4ページの冒頭にありますように、これは確認書の記載に基づく責任ではありますが、ルール10 b - 5に基づく責任については、確認書への署名、つまり、確認宣誓署名の有無が決定的な差異をもたらすのかどうか必ずしも定かでないと考えられています。

例えば、このような確認書の署名がなくても、control person liability

が適用されるかどうかという問題はもともとありますから、署名の有無が決定的なのかどうかというのははっきりしない。そこで、302条の確認書が新たな法的責任を生じさせる効果を有する規定なのかどうかについて懐疑的な見解がアメリカでは有力であります。

ただ、先ほども触れましたように、302条の確認書に関しましては、実はG A A P準拠というだけでは責任は免れない、つまり準拠枠を限定しない文言からすれば高度の適正性が求められているからそれだけでは責任を免れないといった指摘も、学説に散見されます。仮にそうだとしますと、先ほど日本法のほうのお話に戻りまして、特別な限定もなく適正であると確認をするということについては、これは日本法のほうがより大胆であるともいえそうですが、こうしたアメリカの考え方を若干引き継いだという側面もあるように思えるわけであります。

さらに民事責任について若干の補足をさせていただきますと、資料の4と5のようなボシュロム社の例では、投資家訴訟においてG A A P違反が主張されているわけではありますが、その訴状においては、業績水増し当時の虚偽の確認書の存在というのは、主として開示書類の虚偽記載に関して主観面、scienterを推認させる事実の一つとして利用されているに過ぎません。これが実状であります。確認書の存在は、単にその主観的な要件を満たすかどうかについて、推認をさせる事情の一つにすぎないとみられているのであります。さらに明確に、確認書のみではこのscienterを推認し得ないというのが各裁判所のコンセンサスであるようにも見える、こういったことを指摘している文献もございます。このような次第でありまして、302条の確認書というものの持つ意味は、アメリカ法でもかなり限定的であるということが言えるかと思えます。

したがって、ちょっとまとまりがつかないお話になってしまいますが、わが国の確認書制度のもとで、なぜ適用範囲が上場会社、店頭登録会社に限られるのかという問題に戻りますと、上場会社においては幅広い投資家が市場に参加する、その保護の見地からかなり適正性が高い、誤導的、操作的で

ない情報の開示を求めるという趣旨から、アメリカでも確認書の確認範囲というものをやや広く考えているようであるところ、それをさらに推し進めたのが日本法であるとみる余地があるようにも思われるわけであります。したがって、結論的にはまだよくわかりませんが、現行法の上場会社等に適用範囲を限るという立場には、合理性を認める余地がなおあるのではないかと考えられるわけであります。

まわりくどくなりましたが、以上が確認書の適用範囲の問題であります。

③財務報告に係る内部統制制度との関係

次に、ちょっと話がずれるわけですが、財務報告に係る内部統制制度と確認書制度の相互関係がどうなっているのかということであります。

これについては、旧証取法のもとで任意に提出されていた確認書においては、次のような文言がありました。「確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した」旨とその理由の記載であります。

この文言については、現在の金商法の確認制度のもとでは、記載上の注意等には明記されていません。したがって、この内部統制にかかわるような記述を確認書ではしなくてもいいと考えられるわけです。

これをどう説明するかが問題となりますが、金商法のもとでも、確認書のための社内体制の整備、機能状況を記載するのが有益であるという見解もあります。このほか、内部統制報告制度が金商法に創設された以上は、確認書のほうでのそうした規制は当然不要になったもの、つまり、内部統制については、内部統制報告書制度のほうで排他的に取り扱うというふうに見る見解があります。それから、他方で、四半期報告書制度についてもあわせて確認書を提出させている以上は、内部統制報告書制度の存在が旧法におけるような記載を当然に不要にするものではないとする考え方もあります。したがって、この内部統制に関する上記の確認書の記述が消えた理由がどうしたことなのか、あるいは、現行法のもとでもそうした記述をするべきなのかどうかということについて議論が分かれ得るところであると思われるます。

若干、検討させていただきますと、旧法の「財務諸表が適正に作成されるシステムが機能していた」という文言、これは後ほど扱います内部統制報告書制度の範囲を相当に超える内容を含むものではないかと思われるのであります。つまり、ここでもやはり適正に作成されるシステムが機能していたということを、何の限定もなく確認させているということでありまして、これは後で述べます一定の準拠枠組みに基づいて評価を行う内部統制報告書制度とは若干違っている内容を確認させていたのではないかと思われるのであります。

ここでもアメリカ法について若干見ておきますと、これはS O X法の302条のa)の(4)のところにこの内部統制に係る記述があります。この規定のもとでは、確認書の中で、内部統制に関連する事項について確認をさせているというわけです。(4)のa)では、その内部統制の構築、それから維持についてオフィサーが責任を有するという。それから、b)は、こういった内部統制をみずから設計したものである云々という規定があります。これらのような内部統制に関する事柄を、確認書のもとで確認させているというしくみであります。

そうだとしますと、日本法はS O X法とは若干立場を異にして、あえて内部統制に関するものをほうり出しているとも読めるわけです。

なぜこのような内部統制報告書と確認書のすみ分けをしているのか。そして日米でそのありようが異なっているようにみえるのか。よくわかりませんが、米国のように確認書に内部統制の事柄を組み込めるのであれば、ひょっとしますと、内部統制報告だけ、あるいは、確認書だけでもいいとする余地もあるのではないかとさえ思えないではないわけです。

少しこれについて考えますと、内部統制報告制度の内在的な限界というのがあり、トップレベルの不正行為については内部統制では必ずしも把握し対処し切れない面があります。つまり、このような内部統制の限界の1つに対処するために、その役割の一部を確認書に担わせるべくその中でC E O、C F Oにこういった内部統制にかかわる確認をさせるという趣旨もありうるの

ではないかと思われます。米国法は仮にそういった立場だとしますと、これは内部統制についての確認をむしろ日本法でも置いておいたほうがよかったのかどうかという話にもなりそうです。

それから、さらに考慮すべき問題として、内部統制報告と、非財務情報をも対象としている確認書との整合性はどうなのかということも気になります。つまり、レジュメの注の15にありますように、確認書は財務報告以外の情報についてもカバーするという制度であります。これについては、例えば、なぜCFOが確認書に署名をしなければいけないのかということ、財務の責任者に財務報告以外の記載事項を含む全記載事項について確認させることが適切なのかどうかを考えてみる余地もあります。ここでも確認書と内部統制報告書制度の切り分けをもう少し整理したほうがいいのではないかと思います。

いずれにしても、日本法においては、あえて、内部統制に係る記載を現行の確認書のもとではさせていないということでありまして、その趣旨をさらに考える必要があるのではないかと思います。

以上が確認書と内部統制の相互関係の問題であります。

④バックアップ確認書の実務について

最後に、レジュメの5ページの冒頭ですが、やや実務的な問題であります。確認書を作成する前提として、下位の者、従業員等からバックアップ確認書あるいはサブ確認書と言われているものを順次取りつけるという実務が行われています。これは、日本でもアメリカでも存在しているようです。後で述べます内部統制報告書制度のもとでも、同じように、コントロールが有効である旨の確認書を下位の者から取りつけるという実務がされているようです。

こういった事柄がどういうふうな法的意味を持つのかということです。

実は、アメリカにおいてもバックアップ確認書の法的取り扱いというのは、かなり不透明でありまして、バックアップ確認書があればどうなのか、あるいはバックアップ確認書に虚偽があればどうなのかということについては、

未解明であるとされています。

ここで恐らく考えなければいけないことは、開示書類の記載が虚偽であったり、または欠けていると知らず、かつ相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったという役員の虚偽記載についての責任等において、このバックアップ確認書の信頼をどう評価するのかということとして、今後検討すべき課題ではなかろうかと思われます。

もちろんバックアップの確認書を取りつけるという実務そのものについての妥当性の評価というものもあるかと思いますが、法的責任との関係がよくわからないということでもあります。

以上が、確認書について私の考えた課題についての報告でございます。

Ⅱ．内部統制報告書

次に、内部統制報告制度についてお話しします。

これについても、平成 18 年 11 月のこの研究会で金融庁の担当者の方から、内部統制報告制度についてかなり詳細なご説明がありました。当時の実施基準についての素案をもとにご説明がありましたところなるべく重複しないよう、ごく簡単に概要を申し上げさせていただきます。

1．概 要

まず、内部統制報告制度の趣旨・目的であります。

a) にありますように、「財務報告に係る内部統制の強化を図ること等を通じて適正な財務諸表の開示を確保すること」という説明がされている一方で、それと若干因果関係が逆になるようにもみえるのですが、「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と当該評価に対する公認会計士・監査法人による監査を義務づけることにより、財務報告に係る内部統制を強化しようとするもの」という説明があります。二通りの説明、a) と b) は同じことを言っているのですが、何か、ちょっと違っているような感じもいたします。いずれにしても内部統制報告はこういうものだというわけであ

ります。

対象会社ですが、これは確認書と同じように上場会社、店頭登録会社とされていまして、それ以外の有価証券報告書提出会社は任意の提出が可能であるとされています。

それから、この内部統制報告は、事業年度ごとに1回だけ有価証券報告書とあわせて提出するという制度です。

レジュメの⑤にいきまして、重要な事項に虚偽の記載がある場合、あるいはまた不提出の場合には罰則があります。5年以下の懲役等々の定めであります。

提出会社については、無過失の損害賠償責任が適用されますし、役員等については内部統制報告書の虚偽記載について民事責任を負うということになっています。

2. 内部統制報告書の記載内容

肝心の記載内容についてですが、(2) 以下であります。

レジュメの6ページの冒頭であります。当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制」、これが財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制とされています。これがいわゆる財務報告に係る内部統制です。

こういったものですので、各会社の状況、その会社の置かれた環境や事業の特性、規模等によって当然異なり得ることから、一律に定義することは困難でして、その内容については各社において適切に判断されるべきであるとされています。

用語・様式・作成方法についてはレジュメのようになっていまして、内部統制府令によると、府令に規定がなければ、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うということになっています。企業会計審議会における評価監査基準、実施基準がこれに該当するとされていま

す。

それから記載のフォームですが、これは配付資料にありますような様式によって記載します。

確認書と同じく最高財務責任者についての限定があります。単なる財務担当者ではだめで、代表者に準じるような責任者でなければならないということです。

記載内容に関しては、財務報告に係る内容としての基本的枠組みに関する事項として、代表者及び最高財務責任者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨を記載する。整備・運用の際に準拠した基準の具体的名称、例えば、企業会計審議会の実施基準というものをここで書くということであります。

それから、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することはできない可能性があるという内部統制の固有の限界についての留保文言を書かなければならないとされています。

評価の範囲・基準日・評価手続については、d) のようになっています。ちょっとくどくなりますので省略しますと、6 ページの一番末尾にありますように、評価範囲の決定手順・方法については、「財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制評価範囲を合理的に決定した」旨などを記載するとされています。

それから、レジユメの7 ページの e) ですが、評価結果については、財務報告に係る内部統制は有効である旨。あるいは、一部の手続を実施できなかったけれども有効である旨等々の記載をします。それから、重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨、その内容等について記載をするということになっています。

f) の付記事項ですが、重要なのは、基準日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合は、その内容を書くということになっています。

以上が内部統制報告における記載の内容であります。

3. 内部統制監査報告書の記載内容

内部統制監査報告書の記載内容ですが、これは事前配布資料のとおりでありますので、詳しい説明を省略いたします。

レジュメの7ページの一番末尾にあるように、「内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているか」どうかにつき、無限定適正等々の意見表明を行うというものであります。ここではもちろん監査でありレビューではないという扱いになっています。

それから、8ページの上から2行目あたりですが、内部統制監査報告書の様式につきましては、やむを得ない理由のある場合を除きまして、財務諸表監査の監査報告書と統合して監査するという統合監査の実務が行われるというのであります。これは事前資料11のフォームにありますとおりです。

以上が概要でして、羅列的に長々とまことに申しわけありません。

4. 課 題

それから、(4)の課題のほうに移らせていただきます。

①内部統制の整備・運用の責任の所在

まず1点目ですが、内部統制の整備・運用の責任の所在であります。

これは問題にする必要がないのかもしれませんが、そもそも、なぜCEO、CFOが内部統制について責任を持つということをわざわざこの報告書等にかかせる必要があるのかという問題であります。これについては、CEOやCFO以外のものを内部統制の責任者に定めることを許さないということや、あるいはCEO、CFOに自覚を促すということが、このCEO、CFOの責任である旨を明記させる理由であるとされているわけですが、このことだけが本当に責任の所在を明らかにすることの意味であるのかどうかとい

うことは、若干気になり、ここで一応書かせていただきました。

つまり、投資者との関係で、財務諸表の虚偽記載防止のために内部統制報告書などにこの旨を記載させる理由があるのかどうかということです。恐らく当然の前提とされていると思われるのは、我が国において、内部統制を構築し、有効に機能させる責任が経営者にあるということは当然であるから、当然こういうふうを書くべきである、ということであろうと思うのですが、財務報告に係る内部統制の整備や構築について、会計専門職の側が事実上みずから設計を行って、かつ経営者の経営判断を制約するというこの制度のあり方として、法が本当にすべての責任が経営者にあるとまで言わせてよいのかどうか、ということが若干問題になるようにも思うわけであります。要するに、これは監査人や会社や経営者、それから外部者との間での法的責任、あるいは負担の分担をどういうふうにするかという問題を、内部統制報告書の記載事項でかたづけようとしてよいものか、と気になるわけでございます。

監査人としては、CEO、CFOの側に構築責任がすべてあるということを書くことに意義があるとは思いますが、b) にありますように、監査人自身が対投資者責任を軽減あるいは回避するための装置としてこの制度をはっきり位置付けてよいものかどうか、そうした制度の活用が正当化され得るのかという問題があるように思えます。ここでいま申し上げたような半端な思案だけでCEO、CFOに全責任があるという記載の文言に反対するものではもちろんありませんけれども、なぜわざわざこのことを書くのか考えておく必要があるのではないかと考えた次第であります。

それから、②ですが、いまの話とも若干関係しますが、法的な責任のあり方と財務報告に係る内部統制とのリンクの状況がよくわからないということです。

例えばアメリカにおいては、近年話題になったAOLの証券詐欺事件において、これは起訴猶予の処分をする前提として、一定の内部統制の仕組みを整えるべきである、例えば、ディスクロージャー委員会というのを設けるべきであるとか、そういったことを事前に当局と合意をさせて処分をしたとい

うような実務があります。

また従前から組織犯罪、組織を被告人とする犯罪については、量刑ガイドラインの8章のもとで、内部統制体制等の構築を条件として量刑を考えるとということもあります。

また、これは若干抽象的な問題、あるいは考えなくてもいい問題かもしれませんが、民事責任の定め方として、経営者を頂点とする内部統制を前提とすると、これは発行会社の責任から徐々に経営者の個人責任を追及する方向に重点を移動していくことになるのではないかと。他方で、組織としての内部統制を重視しますと、これは経営者の個人責任から、むしろ発行会社の責任のほうに移っていく、そういう流れも別途あるのではないかと。2つの相反する流れがこの内部統制をめぐる生じるようにも思われます。最近のアメリカでは、肥大化してきた証券詐欺訴訟を、株主代表訴訟として構成し直すべきではないかという議論さえあるわけですが、そういったものとの関係でも、内部統制とこの各法的責任との関係をもう少し整理する必要があるのではないかと思います。

以上の問題につきましては、いまうまく考える力をもちあわせていませんので、一応ありうる問題ではないかということを提起させていただきだけにしまして、そんな問題はあるかないかということでもお教えいただければ、ありがたいと存じます。

②内部統制報告制度の民事責任との関係

それから、内部統制報告制度の民事責任との関係での機能につきましては、内部統制報告制度を設けたからといって、民事責任との関係では、結局、確認書と大きく変わらない可能性はないかという問題があるように思われます。先ほどのボシュロム社の事件におきましても、虚偽記載が発覚する以前には、内部統制が有効である旨の報告書が出されていました。投資家訴訟の訴状では、問題があるにもかかわらず有効である旨の内部統制報告書が出たという事実は確認書と同じように *scienter* を推測させる一事情にすぎないことを前提として、主張が組み立てられているようです。

もしそうだとしますと、先に述べましたような内部統制報告と確認書との関係をこの民事責任との関係でも整理する必要があるのではなかろうかとも思われるわけであります。

未整理の考えを若干くどく述べてしまいましたが、以上が民事責任との関係の問題であります。

③文書化の重みとトップダウン型リスク・アプローチ

③以降は実務的な問題になりますが、まだ時間がありますので、触れさせていただきます。

日本法の、アメリカ法との比較における特徴として、文書化の負担がアメリカの場合に比べて軽減されている。そのことは、トップダウン型のリスク・アプローチをとることによるのだという説明が、当局あるいは実務家等々によりなされていました。これをどこまで強調できるのか、アメリカと日本で本当にそれは大きく違っていたのかどうかという問題です。

a) のところにありますように、議論を整理すると、アメリカにおける制度運用と日本のそれとが同一でないことが強調されています。日米が同じ制度を同じく運用するものであるとの見方は誤った前提であって、文書化の過度の強調は誤解の最たるものであるとされています。

企業会計審議会の実施基準は、内部統制の構築に関して重要となる項目を例示しています。そのうち比較的大量の記録・文書化の必要性を連想させるのは、全社的な諸体制のほか、虚偽記載の発生リスクを低減させるための業務プロセスに係る内部統制の設定及び個々の業務手順等々に関するものでして、いわゆる業務プロセスに係る内部統制について文書化の負担がかなり多いようにも見えるわけです。

確かに、これらもあくまで虚偽記載の予防や財務報告に関して必要な整備に限られてはいますが、業務プロセスにおける虚偽記載の発生リスクは、もし識別されたならば通常、業務の中に組み込まれた統制活動で対処するとされています。

このリスク低減のための活動というのは、すなわちリスクの発生可能性や

影響を低くするために、新たな内部統制を設けるなどの対応をとることです。しかも、内部統制の構築プロセスは、内部統制の評価及び報告に先立つ準備作業として求められる一般的な手続として提示されています。これらの業務に組み込まれた形の内部統制の構築プロセスとしては、業務プロセスを識別・整理ないし細分化し、かつ、内部統制の整備状況を記録し、可視化するということが一般的に求められているわけです。

したがって、虚偽記載が発生するリスクの発生可能性、影響を低くするためには、各業務の中に内部統制上の対応を増殖的に組み込ませて、なるべく記録・可視化させざるを得ないという構造が、実施基準の中にそもそも備わっているようにも思われます。

どういうものが記録・可視化されているかといいますと、いわゆる業務の流れ図ないしフローチャート、および業務記述書、それからリスクと統制の対応、リスク・コントロール・マトリックスと呼ばれていますが、こういった文書化3点セットというものが、それぞれの業務プロセスについて作成されるという実務があり、文書化の多大な負担につながっているというふうに言われています。

日本では、これはc)の4行目にありますように、トップダウン型のリスク・アプローチを行うということの結果、そのアプローチのもとで内部統制の有効性評価を行う経営者は、まず連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、それとのバランスを考慮しつつ、業務プロセスの評価の範囲・方法等を定めるとされています。

そして10ページの冒頭にありますように、全社的な内部統制の評価対象を限定することを原則として認めない反面で、業務プロセスに係る内部統制の評価対象は一定の手続に従って必要な範囲に限定するということを認めています。

しかし、この運用が監査人の見解にかかっているとすると、監査人はみずからの法的責任を回避し、または報酬を増大させるなどのために、やはり文書化の過剰をもたらす可能性は残されているわけです。

繰り返しになりますので d) の第 2 段落に移りますが、内部統制の評価・報告レベルでは、必要に応じた文書化で足りるとしても、それが内部統制の構築・実施レベルの作業に極めて的確に反映されるのでなければ、何らかの形で過剰な文書化を避けることはできないようにも思われます。

しかも、内部統制に係る記録については、有価証券報告書及びその添付書類の縦覧期間を勘案して、それと同様の期間、後日、第三者による検証が可能となるよう、関連する証拠書類を適切に保存する必要があるとされています。

こういった第三者の検証の目を意識させているということがありますので、確かに内部統制報告制度に対応するための特別の文書化といったものは求められていないにしても、そのことを強調できる前提としては、構築・実施の段階で既に必要な文書化が整備されているはずであること、それから、適宜文書が整っておればいかなる第三者の検証にも耐え得るはずであるといったやや楽観的な見方が存在するようにも思えるわけです。そうしますと、我が国の制度がアメリカと違うのだということを理解しないのは困った誤解だと本当にどこまでいえるのか、よくわからないようにも思えます。

④「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」

それから、資料 10 の最近金融庁から出されました「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」についてであります。

誤解の 1 では、アメリカの SOX 法と日本の制度が同じではないかという見方に対して、これは全然違うのだということを答えられています。

その 1 つ目が、今申し上げましたトップダウン型のリスク・アプローチです。日本ではトップダウン型のリスク・アプローチをして、まず全社的な内部統制評価をし、かつ、その後に業務レベルで評価をするという順番になっているからアメリカと違っているという指摘があります。

ここで、実は消えているものがありまして、以前は、ダイレクトレポーティングというのを日本ではとっていないこと、ダイレクトレポーティングをとっているアメリカとは全然違うということが、かつては強調される嫌いが

あったように思えます。しかし、この文書では、あまりダイレクトレポーティングについては重視されておらず、抜けているようにも思えます。

これについてお配りしたレジユメのほうには何も書かなかったわけですので立ち入って申し訳ありませんが、本当にダイレクトレポーティングが、企業の負担に大きな違いをもたらすのかどうかというのがよくわからないところであります。

本来レジユメに書くべきだったのですが、ダイレクトレポーティングが監査人あるいは企業にどういうインパクトをもたらすのかについて、2つの説明があります。

1つの説明によりますと、ダイレクトレポーティングをとることによって、監査人が過度に保守的な行動に走ってしまい、企業にいろいろな文書化等の負担を求めていくようになる、というのが1つの説明です。

これと若干ずれている説明がもう一つありまして、監査人がみずからの責任を限定しようとしてダイレクトレポーティングを嫌っているのだ、という説明もあるわけです。つまり、監査人の責任を限定するためにダイレクトレポーティングを採用しなかった、という説明もあるわけです。

このように、監査人の側としては、ダイレクトレポーティングをやりたいのかやりたくないのか、よくわからないような説明がされています。

この点について、アメリカでもダイレクトレポーティングをどうすべきかという議論がありました。Auditing Standard No.2のもとで、ダイレクトレポーティングを前提として、ダイレクトレポーティングと経営者の内部統制の有効性評価の監査を併用するという併用制度がとられていたわけです。しかしダイレクトレポーティングのみにすべきであるとか、いろいろな意見があり、検討された結果、Auditing Standard No.5というのが2007年の夏に出たのですが、結果的にはやはり併用スタイルがとられているようにも思えるわけです。ただ、日本の文献によりますと、アメリカはそのダイレクトレポーティングを併用する立場からダイレクトレポーティングのみを重視する立場に移行しつつあると指摘している文献もあります。

このように、日米とも、本当にダイレクトレポーティングがいいのか悪いのかについて、私にはよくわからないところがございます。

先ほど申し上げましたように、日本でも監査人がダイレクトレポーティングを好むのかどうかさえよくわかりません。しかも、ダイレクトレポーティングをとらない場合には、経営者の行った内部統制についての有効性評価の結果を利用する場合があることになりますが、その評価方法等の妥当性についてはある程度の検証をするとされています。つまり、ダイレクトレポーティングをとらない日本の制度のもとにおいても、ある程度監査人において経営者の行った評価の方法等の妥当性を検証するわけです。したがって、ダイレクトレポーティングをとるかどうか、本当に企業の負担にどこまでかわってくるのかというのは、よくわからないところであります。

このような事情から、恐らく、これは単なる想像ではありますが、この金融庁の11の誤解においては、ダイレクトレポーティングについては余り強調しないことにされているようにも思えるわけです。しかしここでは、従来はこのダイレクトレポーティングの有無が日本とアメリカの違いとしてかなり強調されていたということを指摘させていただきたいと思います。

⑤会社法の内部統制システム構築義務との関係

内部統制についての最後の問題であります、会社法のもとのいわゆる内部統制システム構築義務とこの金商法との関係です。これについてレジュームではあまり整理していないのですが、両者を全く異質のものとする見解が学説上有力ですが、むしろ、実務においては、会社法の内部統制システムと金商法上の内部統制というものを一緒に考えたほうが、2つのシステムの内部統制が併立すると考えるよりは実務上便宜である等の観点から、同質と見る見解が有力になっています。

ここでは、恐らく重要な欠陥のある内部統制体制を金商法のもとで構築した場合に、これが会社法上どう評価されるのか等といった問題があると思います。重要な欠陥というのは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備でありまして、金額等や実質的な重要性の基準にしたがって

重要であると認められる不備については報告書で開示するとされています。こういった重要な欠陥のある内部統制体制を構築した場合の取扱いという問題があるわけです。

ただし、重要な欠陥のある内部統制体制を構築したとしても、金商法のもとでは、そのことを正直に経営者が書いている限りは、その内部統制報告書は適正であるというふうに監査人が判断するという関係にありますので、必ずしも法令違反等々の問題は出てこないように考えられます。

ここで若干気になりますのは、先ほどのダイレクトレポーティングあるいは文書化との関係で、監査人の意向がどの程度働くかということによって金商法上の内部統制の体制というのは大きく変わってくるということであり、そのことを会社法上の評価に直接持ってくる、つまり内部統制システムが金商法のもとで整っていれば整っているほどよいというふうに言えるのかどうかというと、極めて疑問であるとも思われるわけです。先ほどの実務の考えのように両者を一本化して考えるとしますと、会社の利益をどう考えるのかが今後問題になるのではないかと思います。

以上が内部統制についての報告であります。

Ⅲ．四半期報告書

最後に、四半期報告書制度について、あと数分しかありませんが、若干まとめさせていただきます。

1. 概 要

11 ページの 3 の (1) の①の a) ですが、四半期報告書制度というのは、有価証券の「流動性」に着目した開示制度の整備の一環として、流動性の高い流通市場を持つ有価証券に関し、投資者に対し、より頻繁に、かつ、詳細で信頼性の高い投資情報を提供するものとされています。もちろん上場会社等に適用があり、かつ、他の会社にも任意提出が可能であるとされています。

レジュメのほうですが、あとはもう当然のことを羅列するばかりでござい

ます。たとえば、11 ページの末尾にありますように、財務情報は連結財務情報のみを原則とするという体制がとられています。

それから、12 ページの⑤にありますように、「四半期レビュー」という制度がとられていまして、監査証明は監査よりも保証水準の低いレビューであります。

ただ、少し考えるべきことがあるとしますと、ひょっとするとそもそも問題にならないのかもしれませんが、公認会計士等の民事責任については、有価証券報告書と同様とされていますので、これはレビューという保証水準の低いレベルの問題についても、有価証券報告書と同じように民事責任を考えてよいのかという点であります。

2. 課 題

それから、課題です。時間もございませぬし、また今回のレジюмеではあまり指摘できておりませんが、四半期レビューについて、例えば年度財務諸表の監査を実施する監査人が、その監査を前提として、年度財務諸表の監査との適切な組み合わせによって実施する。四半期レビュー契約は監査人の交代の場合に時期的な困難を生じますが、年度監査契約と同時に一体として契約をすることになるのであろうというふうに思われます。内部統制との関係でいきますと、内部統制監査と、第1・四半期の監査と、年度財務諸表の監査の3点の契約を同時に締結する。恐らく今の5月、6月という時期に締結するというのが実務になるのであろうと思いますが、それが本当にそのように運用できているのかどうか、実務上の困難はどのように処理されているのかという問題があろうかと思えます。

それから、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が意見を表明するというのが、四半期レビューであります。このレビューにおいては、年度財務諸表の監査に比べて、限定的

な手続から成りますので、入手される証拠の証明力が相対的に弱いとされています。そのことと法的責任との整合性という問題については、先ほど、課題に入る前に述べてしまいましたとおりです。

以上で報告申し上げる点はおわりでございますが、1つ共通する課題として、色々な開示書類の任意提出をどのような場合に認めるのかという問題があるかもしれません。かつては四半期報告書制度がとられていない段階で、四半期財務諸表を任意に記載して提出することができるのかという論点があったように思われます。そこでは長らく当局は、四半期報告書制度がない段階で、任意の提出はできないと考えていたようにも思われます。

確認書制度が今回強制されたことに伴い、例えば有価証券届出書に確認書を添付することができなくなったとされています。これはなぜできなくなったのかなど、当局として任意の提出ができる場合とできない場合というのをどういうふうに切り分けているのかということは、1つの問題ではないかとも思うのであります。

以上、かなり雑駁で未熟な考えを未整理なままで報告申し上げておりました、本当に申しわけありませんが、ご指導なにとぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

討 議

神田会長 大変貴重なご報告をどうもありがとうございました。

テーマ別のほうがいいのかもかもしれませんけれども、時間も限られていますので、皆様方お気づきの点をどんどんご発言いただければということで進めてはいかかかと思います。いかがでしょうか。どなたからでもご質問あるいはご意見、問題提起等お出しいただければと思います。

川口委員 有価証券報告書の提出を義務づけておきながら、会社によっては、その内容の適性性についての確認が要らないものがあるという点について、やはり、いまひとつよくわからないところがあります。確かに流通性がないものについては、それを売買する人も少ないわけですが、この点が、確認を

不要とする理由になるのか、という点に疑問を持っていました。逆に言いますと、上場企業の場合には株価がつきますので、それを信頼して取引をするということができると思うのですが、外形基準に該当する会社の場合は株価がありません。このような会社についてこそ確認制度が必要であるという気がします。

といいながら、実は、確認書自体、どれほど意味があるのかということについて疑問もあります（笑）。以前に、中村先生からご指摘があったと記憶しておりますが、確認書は、経営者に自署させることに意味があるという趣旨のことを話されていました。なるほど、と思ったのですが、現在では、E D I N E T（電子開示システム）で提出することになっております。本日ご参加の谷口さんがお書きになった解説のなかで、かつては、経営者がサインをしたものをPDFで提出させるという記述があったかと思います。今回は、そういうものがないように見受けられます。また、そもそも有価証券報告書に虚偽記載があれば、それだけで、刑事責任や民事責任が課せられますので、確認書を書かせることにどれだけ意味があるのかという疑問も生じます。

前田副会長 確認書について、以前にもこの研究会でご指摘がありましたように、有価証券報告書のほうに署名をしているのに、それに加えて確認書を提出することに、心理的な意味はともかく、法的にどういう意味があるのかが問題になります。

今回の開示府令を見ますと、確認の範囲を限定できることになっていますね。そうすると、確認の範囲を限定することによって、経営者は、後から、そんなことは知らなかったと言いやすくなるでしょうし、逆に、限定できるにもかかわらず、限定せずに確認をした以上は、知らなかったといって責任を免れることは難しくなる。そういう意味で、確認書には、責任の範囲を明確にするという機能はあるように思うのです。つまり、単に有価証券報告書に署名をする場合には、この部分はよく知りませんというような形で署名はできないですね。

戸田委員 ありがとうございます。限定をする場合には理由を書かなければ

いけないとされていますけれども、その理由を書くことによって、余計な問題が惹起されるだけの様な気もいたします。実務上そんなことを本当にやれるのかどうか。今回は、旧法のもとで任意に提出されていた段階での確認書の例を調べていないのですが、本当にそのような限定がワークするのかどうかというのは問題でありまして、このような現行の日本の確認書の様な、法的責任についての出口が明らかでないような体制のもとでさえ、何らかの限定を付してその理由を書かされてしまうということのリスクのほうが、より高いように思われるのですが。的確にお答えできず、済みません。

川口委員 経営者の民事責任の点ですが、記載が虚偽であることを知らず、あるいは相当な注意を用いたにもかかわらず、知ることができなかったことを証明できた場合は、責任が発生しません。確認書を出してしまうと、こういう抗弁が使えなくなるというようなことは言えませんか。確認書に何か意味があるとする、このような効果が考えられないかということなのですが。

戸田委員 CEOとCFOについては、あえてそれを排除するためにこの制度を導入したという感じになるんですかね。

川口委員 それを目的とした制度というよりは、1つの副次的な効果にすぎないとは思いますが。

戸田委員 そうしますと、先ほどの限定という形で免責的な効果があるというよりも、むしろ責任を強化する効果があるかもしれないということかとも思います。ありがとうございます。

黒沼委員 今の点は確認書を提出したのだから、その過程で十分注意をしていたんだということにはならないんですか。

川口委員 確認書を提出した以上は責任を負う可能性が高まるということなのですが・・・。

神田会長 黒沼さんがおっしゃったのは、よく見たはずだ。にもかかわらず、発見できなかったという話ですね。

黒沼委員 そうです。

戸田委員 恐らく実務上、自分の責任の領域外というか、虚偽の確認書がサ

ブ確認書のレベルで出ていて、それを信頼したという場合の評価が問題になると思いますが、よく考えてみます。

山田委員 先ほど戸田先生は、当初からこれは、単に確認書を提出するということは、その抗弁等までの効果はなくて、単に主観的な証拠の1つでしかないとおっしゃいました。そうすると、川口先生がおっしゃるようなことは、基本的にはもう全く差異がない。その場合、上場企業で有価証券報告書を提出して、なおかつ確認書を提出した場合と、あとは上場企業以外の会社で、有価証券報告書のみ提出をして、確認書を提出してない場合に、経営者の虚偽記載があった場合の責任というのは、これは単に立証の問題に過ぎず、本質的には同じということでしょうか。

なおかつ、この場合にバックアップ確認書、仮にその経営者のところに届いた確認書には全て虚偽記載はないと記されていた。それで経営者はバックアップ確認書を信用しました、それで確認書を書きましたという場合には、これもやっぱり抗弁になるのかならないのか。ということになると、これはやはり堂々めぐりになってしまって、もうこれはやはり主観的要件の1つと考えたほうが素直かなというふうには思ったんですけども、戸田先生、いかがでしょうか。

戸田委員 ありがとうございます。考えがなかなかまとまらず、恐らくまた申し上げても私がひとりで堂々めぐりになってしまうような感じがしますがそれでも。

確認書に何か法的意味を生じさせるとしますと、これは適正であることを確認したということについての効果でありますので、場合によっては強烈な結果を生じさせてしまう可能性があるようにも思います。それで、現行法はその確認書というものについて、何らかの法的意味を持たせることをできるだけ避けるような制度になっているのではないかというふうに、私は読み取ったのですが、その読み方自体がだめで、むしろこれは当たり前のことを責任者に厳しく確認させているんだというふうに見るべきなんではないでしょうか。お教えいただければありがたいんですけども。あるいは私のご報告

のような読み方がそもそも筋違いであるのかもしれないので。

神田会長 私も一言感想なんですけれども、考え過ぎると難しいというか。まず制度をつくる時には、民事責任との関係で、何か具体的に違いが出てくるようなことを考えてつくったとは余り思えないですね。ただ、実務的には、結果として何らかの影響が及ぶ可能性があるのも、そこは議論の対象にはなと思うのですけれども。

恐らく制度をつくったときは、何とかのひとつ覚えで恐縮ですけれども、財務諸表の適正性、財務報告の適正性を高めるためには、確認書というような制度があったほうがいだろうということで導入した。それだけというのと、ちょっといい過ぎですけれども、そういうことにすぎないようには思うのですけれどもね。

いかがなんでしょうか。どうぞ。

松尾オブザーバー（以下OBS） 私は企業開示課ではないし、立案担当者ではないので、私見なのですけれども、神田先生のおっしゃったことが多分正しいと思います。結局、証取法というか金商法上の開示書類というのは、会社法上の計算書類と違って、現状、例えば取締役会で決定するとか、そういうガバナンスが必ずしもないわけです。経営者が作成するということ自体もあるわけではありません。ですから、今まで当局の問題意識として、これは財務部門が作成した単なる事務的な書類という意識で提出されるということでは困るわけです。

そうではなくて、これはおっしゃったとおり、もともと情報開示の適正性を確保するための財務報告に係る内部統制の強化と事実上セットの方策として、そのために経営者に、情報開示の適正性について、「あなたの責任ですよ」ということを確認してもらうということが趣旨であります。法的には確認書については、行政当局として訂正確認書の提出命令権というのはあるわけです。ただし、それを超えて、民事責任と刑事責任について、法的なリンクがあるかということと、ご指摘のとおり、明確にはないわけであります。

ただ、あるのは、事実上、例えば刑事責任の面でいえば、経営者が自分は

知らなかったという抗弁がむしろしやすくなるのではないかというご指摘もあるわけでございますけれども、むしろそういう意図はなくて、逆ではないかと思っておったわけですし、また、民事責任についても、あくまで事実上ではありますが、なかなか抗弁はしづらくなるのではないかというような結果も、事実上期待をして設けられたのではないかと思っているのです。

谷口さん、どうですか。

谷口調整官 今、松尾教授から指摘がありましたけれども、開示書類は代表取締役名で提出されるわけですから、その経営者は記載内容を見てないというわけにはいかないと思いますが、より信頼性のある適正な開示書類を提出していただくということから、確認書というものの提出を義務付けることによって、経営者にその責任についての自覚を持ってもらうということが目的です。

青木委員 では、結論としては、法的に意味がないということではよろしいですか。(笑) 前に私はオーストラリアの公認会計士の人とこの話をしたことがあるのです。レジユメの4ページ目の上から3行目にあるように、確認書が新たな法的責任を生じさせるかにつき、懐疑的な見解が有力である。だけれども、あれは儀式的というか心理的にはとても効果の大きいものであって、もちろん何回もやっていけばだんだん薄れてくるんでしょうけれども、最初とはにかく衝撃的であったといわれています。それでいいのではないか。法律的にどういう意味があるかと突っ込む必要はないし、無理にそうしようとするのは強引ではないかというふうに思っています。

あと、ちょっと話を変えるようなのですが、そのときダイレクトレポートینگの話も出まして、これにつき、先ほどちょっと松尾さんも何かおっしゃりたそうな顔をされていましたが、教えていただければと思います。どうして書いていないのか。

西田専門官 先ほど11の誤解についてコメントいただいているのですけれども、11の誤解という書類の趣旨自体が法改正の内容について周知するという性格もありまして、わかりやすく記載させていただいているものですか

ら、若干スペースの関係もあって、ダイレクトレポーティングについての記載をしていないということでございます。

先生のご指摘のとおり、以前の米国の制度ではダイレクトレポーティングと経営者評価を踏まえた監査人の監査という2つを併用していった形になっていて、その中で日本の制度の場合には、ダイレクトレポーティングのほうはとらずに、経営者評価を踏まえた監査という形で制度は設計されておりまして、その点についての変更はございません。

松尾OBS 済みません、私が質問したら変かもしれませんがけれども、西田さんは会計士さんなのですが、私は会計士でもないの、よくわからないところもあるのですけれども、会計士さんから見て、ダイレクトレポーティングとインダイレクトレポーティングというのは、先ほど会計士さんの責任の話がありましたけれども、やはりかなり違うという感じなのでしょうか。

西田専門官 まず前提として、ダイレクトレポーティングというのは、基本的にダイレクトレポーティングであるから経営者評価がないということではなくて、米国においても内部統制報告に関しては、経営者評価は実施した上で、経営者評価とは別に、企業の内部統制の有効性について、監査人がダイレクトに検証して、監査報告書を作成するという意味でのダイレクトレポーティングが実施されておりまして、企業において経営者評価を行うことについては、変わりありません。

その上で、日本の制度のように、経営者評価を踏まえた形で、経営者が作成した内部統制報告書に対する監査を行うということになりますと、実際の効果としては、1つには評価範囲について、経営者が評価範囲を決定した時点において監査人の方と事前に協議していただくことによって、評価する対象範囲が同じものになってきますので、その同じものに対して効率的かつ効果的な経営者評価と内部統制監査が行われるという効果が期待されるという点があげられると思います。

また、監査人の立場からすれば、財務諸表監査のほうでは、平成3年の監査基準の改訂によりリスク・アプローチの考え方が導入されたことによって、

内部統制に依拠した形で財務諸表監査を行うということが非常に強調されてきておりまして、そういう意味では、財務諸表監査においては、ダイレクトに昔から企業の内部統制を評価してきたという実務の経験もありますので、その点について、監査人としてどういう評価をするかというのは、監査人のほうでもケース・バイ・ケースになってくると思いますので、実務の中でどういうふうになってくるかというのは、今後の動向次第ではないかと考えております。

永井OBS 実務を行っている立場から申し上げますと、私どもはニューヨークに上場しておりますので、サーベンス・オクスレー法の宣誓書は以前から既に提出しております。宣誓書の署名者はその署名に際して、補助的な宣誓書にある程度依拠せざるを得ないというのも事実でございまして、実際にCEOあるいはCFOがすべてドキュメントを読むことは励行しておりますけれども、読んだところで、全部の細かい数字が本当に正しいか否かは、実際には自分で確認できるわけではありません。そのため、複層的に、補助的な宣誓書で、それぞれの担当の部門の責任者が宣誓していることを前提に、全体に関する宣誓を行うという手続きとしているのが実際でございます。

これについては、宣誓書の場合には署名の形を採っておりますので、やはり心理的には非常に重たいものと意識されますので、以前は恐らくCEOとかは、書類の全部を眺めてはいたかもしれませんが、本当に読んでいたかという、必ずしもそうではなかったと思われそうですが、開示書類を手元置いて、宣誓書で宣誓するに当たっては、補助的の宣誓書を見ながら、個々の箇所は本当に大丈夫かというような形で確認しているのが実態です。経営者がコミットするという形での効果はありますし、現実にあったと思います。

ダイレクト・レポーティングにつきましては、ニューヨークに上場している我々としては、会計監査法人にお願いをしておりますが、重要勘定の特定を含めて、統制文書の策定も含めると、膨大なエネルギーを使っています、E&Yの会計士などにより、あたかも常駐するような形で検証していたいているのが実態でございます。物すごい数の統制文書ですが、我々のと

ころが多いかどうかは判断できかねますけれども、数千の統制文書があります。それを全部監査していただくために非常に膨大なエネルギーを使います。この点は、米国でも批判があり、一定の緩和を図っていこうという動きもあります。米国の状況を踏まえた上で、日本の制度は構築していただいたので、ダイレクト・レポートだけが効果的かという点は十分議論していただき、日本の制度は決まったと理解しております。

むしろ米国の制度のいい点だけを導入していただいた形となり、よりよくなっているというのが、日本の制度だと認識しています。IT統制も加えられたりしていますが、ダイレクト・レポートだけが本当に実効性があるのかというと、米国でも議論が分かれているところです。今後の実務の動向を見ながら変更されて行くのかもしれませんが。少なくとも日本ではダイレクトにならなかったのはよかったのではないかと私は思っています。

山田委員 申しわけありません、その点、実務の話をお伺いしたいのですけれども、もう大ざっぱな話でよろしいのですけれども、もしダイレクトとインダイレクトとやった場合に、どのくらいの費用というか、監査費用と、あとは時間としてどのくらい実際には違うものなんでしょうか。

永井OBS 私どもは日本での内部統制報告書は米国のものをそのまま利用してつくれますので、日本のためだけの作成コストとの比較が実はできません。米国との違いだけを明示すれば良いことになっています。何億円単位で違うのではないかと想像はいたしますが。

川口委員 話が戻って恐縮ですが、確認書について、現在でも自署あるいは署名捺印の制度が維持されているのでしょうか。今回の「記載上の注意」を見ましても、書面で出す場合は自署と書いてあるに過ぎません。EDINETで出す場合はどうなるのでしょうか。見落としているかもしれませんが、お教えいただければ助かります。

谷口調整官 確認書も含めて、すべての開示書類はEDINETを通して提出することが義務づけられておりますので、基本的には、経営者がサインをするということはありません。任意で開示書類に添付することができたころ

の確認書の考え方は、あのころはE D I N E Tによる提出が義務化されようとしていたころでありましたが、経営者に対し、開示書類の記載内容が適正であると確認させ、自署を求めることによって、その記載内容に責任があるのだということを認識させるという効果をねらっていたわけでありました。これが、今般、法律上の制度になったわけでありましたが、経営者自身が自署をすることはありませんけれども、経営者に記載内容が適正であることを確認させ、その確認書の提出を義務付けるということで、経営者にその責任を認識させ、適正な開示書類の提出を求めるということには変わりはありません。

永井OBS 恐らく実務的には、それぞれの会社で情報開示委員会などをおつくりになられていますので、そこでサインされた宣誓書は一応受け取ることになるかと思います。提出はE D I N E Tにインプットするなり、情報を電磁的なテキストだけで処理する。そうでないとP D Fファイルとか記憶媒体の容量がふえるため、文字情報として処理することが簡便です。そのエビデンスは別に保管するというのが簡便です。少なくとも我々の会社はそうしていますが、恐らく一般的だろうと思います。

森本顧問 確認をさせていただきたいのです。4 ページ目の②の b) についてですが、従来は内部統制システムについて言及が義務づけられたけれども、現在ではないからどうかということで、3つの学説が紹介されているのですが、これらを有益、不要、不要の説と区分することが可能なのでしょうか、これら三つの学説の関係とか、実質的な相違点が良くわからないのです。有益というのは、してもいいということですよ。つまり、この先生方は他の説と区別して議論されているのか、局面を異にする議論をされているのか、もう少し説明していただけるとありがたいのですが。内部統制報告書があったから、法律上義務づけられないけれども有益だ。あるいはそんなものは意味がないという趣旨なのですか。不要でないという見解は義務づけられているという趣旨ですか。

戸田委員 失礼しました。ありがとうございます。これは学説が分かれているかのように並列に書いてしまったのですが、まず1つ目の見解は、川口先

生のものでありまして、多分これは今回の確認書制度の概要がもう明らかになってから、記載事項が明らかになってからお書きになったものではないかと思います。つまり、追加的にこういったものを記載することが有益であるというご趣旨のものと読み取りました。

そして2つ目及び3つ目の見解は、これは金商法についてのものではありませんが、旧ガイドラインがまだ生きていたというか存在していて、かつ、新ガイドライン及び新記載要領というのが出ていなかった段階での推測を示されたものであります。したがって、法令上、不要か必要かという理論的な議論はされているのでしょうけれども、現実にはその記載要領、記載上の注意に従うという観点からしますと、これらは、それが出てない段階でかくあるべしということを示されたご議論であると思います。したがって、1つ目と、2つ目、3つ目の見解は、ちょっと次元が違っているわけでございます。失礼しました。

松尾OBS ちょっと質問よろしいですか。戸田先生に、レジュメの11ページで、ちょっと話が違う論点なのですが、会社法の内部統制システム構築義務との関係で、よく異質説と同質説というのがあって、この両者がよくわからない。異質説とは一体何なののでしょうか。必ずしも戸田先生の見解ではないので、戸田先生にお聞きするのは筋違いかもしれませんが、そもそも異質説と同質説というのは何なののでしょうか。

戸田委員 異質説としましては、神田先生のご見解や葉玉先生のご見解とかが挙げられているのを見たことがあるのですけれども。

私の理解しますところでは、会社法上の内部統制システムの構築というのは、2つの効果があるとされていまして、そのうちの1つが免責の効果であります。金商法上の内部統制システムの構築というのは、必ずしもその免責的な効果を企図したものではなくて、むしろ監査人あるいは投資家との関係で、一定のシステムを構築して虚偽記載を防止せよという予防の観点が強調されているものであると思います。その比較からしますと、会社法の内部統制システム構築義務の場合のような効果が、何らといいますか、制度上、金

商法のほうには含意されていない、だから当然に質が違うのだというふうに読み取ったのですが、勘違いしておりますでしょうか。済みません。

ですので、私も異質説の中身については自分の理解があやふやなものですから、レジュメでは余り詳しくご紹介しなかった次第でございます。済みません。

神田会長 お名前を出していただいたので、ちょっと申し上げたいと思うのですが、私の見解が何か異質説として引かれることが多いようですけれども、よくわからないというか、なぜそうなのかよくわからないところがあるのです。私は同質の面もあれば異質の面もあるというふうに思っているのですけれども、せっかくの機会ですので、ちょっと敷衍して申し上げますと、話し始めると長くなる話かとは思いますが、会社法の条文をつくったときには、金商法上、将来こういう内部統制構築義務というものの規定が設けられることは、恐らく考えてなかったと思います。

これは事実の問題として、私は推測で申し上げているだけで、確固たる証拠があるわけではありません。金商法の制度をつくったときには、会社法は既に存在していたわけですから、会社法を意識して制度をつくることもできるのであるけれども、ただ、金商法は悲しいことに、例えばアメリカの証券取引法などと違いまして、制約というのがあるわけですね。すなわち、財務報告の適正性という以上のものを求める制度は、残念ながら現在の法律の枠組みではつくれない。したがって、金商法がつくったのは、財務報告の適正性担保のためにという限定された範囲で法律上の制度というものをつくらざるを得なかったと思うのですね。

そういう意味ではちぐはぐがあるというか、それを異質と呼んでいいかどうかちょっと疑問ですけれども、そういう面はある。ただ、やっていることは同質というか、重なり合う部分も当然あるわけですね。簡単にいえば、金商法に違反すれば、これは会社法上の法令遵守という意味では法令違反という、法令に違反したものとして取り扱われるわけですから。

ただ、必ずしも同一ではない面があるというのは戸田先生がおっしゃった

ことで、会社法のほうは、会社法上の言葉でいう体制の整備というのは、これは私の理解ですけれども、それは善管注意義務を具体化したものですので、それがきちんと行われていれば、善管注意義務違反は問われないとされる可能性が高い。ケース・バイ・ケースですけれども。

同じような論点で、よく会社法上いわれることなんですけれども、金商法上の内部統制というのは、取締役会で決めなければいけないことなのか。会社法上という体制と同じならば、体制の決定として決めなければいけないかという問いについては、いろんな先生の本を見ると、諸説あるようですけれども、私は金商法上の内部統制システムは会社法362条4項6号にいう体制とぴったり同じではなく、しかし、重要な業務執行ですので、4項柱書で取締役会の決議事項だと考えています。

ですから、金商法と会社法とのその辺の位置づけは必ずしも同一ではないということだと思うのですけれども、その意味で、異質説であるといっても、違う面もあるということだと思うのですけれども、いかがでしょうか。ぜひ皆さんのご意見を伺いたいと思います。

青木委員 下らない話で恐縮なんですけれども、私、それで学生にすごくいじめられまして、いわゆる葉玉ブログに、会社法と、そのときは証券取引法でしたけれども、全然違うと書いてあるのです。だけど、それを一生懸命読んでも何が違うか。なぜこんなに違うと言い張るか。それがわからなかったのです。

範囲が違うというのはわかる。神田先生が今おっしゃった取締役会の決議事項かということは、ブログには書いてなかったような記憶があります。あと、だから違うかどうかといわれると、私は葉玉ブログが出てくるまでは、違うとは考えておらず、会社法が先にあった。それから、証券取引法が来た。重なる部分は重なるけれども、違うのは違うと、まあ、それぐらいに単純に考えていたのです。だから、「全然異質」ということをなぜ言うのか、わからなかったのです。

前田副会長 「異質」という言葉の意味が重要だと思うのです。範囲は重な

り合っている部分もあるけれども、規律の観点が違うということだと思うのです。つまり、会社法上の内部統制システムには法令遵守の体制が入っており、その「法令」には金融商品取引法も入っていますから、会社法上の内部統制システムには、金融商品取引法上の財務報告の信頼性を確保するための体制も入っているはずです。したがって、この意味では、金融商品取引法上の内部統制は、会社法上の内部統制システムの一部になっているという面がある。けれども、その規律の観点は全然違う。会社法は株主保護のために取締役会で決定することを求めるなどの規律を置いているのに対して、金融商品取引法のほうは、投資者保護の観点から、経営者による評価などを開示しなさいという開示規制をしているのであって、規律の観点が違う。それを異質というように考えているのですけれども、神田先生、このような理解でよろしいでしょうか。

神田会長 私の言い方より、今の言い方のほうがよっぽど正確だと思います。

松尾OBS 済みません、実は私も今、法科大学院で教えているものですから、（笑）この辺、学生さんは関心が高いようなのですね。そこで、私もどう説明したらいいか考えるわけです。

例えば、当局は、金商法の内部統制報告制度については、財務報告に係る内部統制の構築義務はないと説明しているようです。確かに法令上、内部統制報告書の提出義務であって、内部統制の構築義務ではありません。しかし、内部統制の評価基準があって、監査も義務づけられ、監査基準もあります。もし内部統制を構築していないとどうなるかというのは、結果は明らかであって、「重要な欠陥」として評価され、開示されることになります。通常の経営者であれば、「重要な欠陥」のまま放置することはないでしょう。そうしますと、金商法上の内部統制報告制度は、形式的には確かに内部統制の構築義務はないのですけれども、評価基準や監査基準を通じて、事実上、内部統制をどのように構築するかに影響を及ぼしているといえるものであって、私はこれは広い意味でコーポレートガバナンス上の1つのシステムだという理解でいるのですが、その辺、先生方はどういうご理解をされておられ

るのでしょうか。

神田会長 ついでにさせていただきますと、同じような問題は会社法上もあるのですね。会社法でも、会社法にいう内部統制という言葉は使われていませんけれども、「体制」というものを構築する義務は課してない。体制を取締役会が決定する義務を、大会社や委員会設置会社に課している。ですから、決定さえすればいいので、(笑) うちの体制はゼロですという決定をしてもいいというふうに、立案担当者は説明しておられるのですね。ただ、それはやっぱり形式的にはそうかもしれないけれども、大会社では実際にはゼロという決定は考えられないので、結局は体制を整備するというふうにいわざるを得ないのではないのかというのが私の理解というか、見解です。

その意味では会社法も金商法と同じような問題を抱えているのですけれども、もしこの機会にご意見等があれば、ぜひ伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

戸田委員 お尋ねになってしまうのですが、同質説の見解をとるものを見ますと、これは必ずといっていいほど、金商法上も一定の内部統制構築義務があるというふうに解すべきであるという表現とセットになっていることが多くて、その一定の水準といわれているところは、それはそれで納得ができるのですけれども、内部統制システムとして監査法人との協議等に基づいて設計されてゆくものが、ある段階で、この程度のものを構築することが標準であるというふうにみなされれば、全部会社法のほうに入ってきてしまうのかどうかというところが気になっております。ひょっとすると、会社法の観点からみればもう waste であるような内部統制システムが構築されたとしても、それが同質説のもとではストレートに会社法に入ってくるという懸念が何かちょっと感じられたものですから。それで、むしろ私の最初の見方としては、異質説というのは何だかよくはわからないけれども、いいことをいっているように見えたのでありまして、(笑) 同質説のそういう一定水準の云々という言い方について、先生方、どういうふうにごらんになっているのかということも、教えていただければ幸いなんですけれども。

神田会長 いかがでしょうか。

戸田委員 恐らくアメリカでも同じような議論があると思います。S O X法によって会社法のものでの信認義務のレベルがどう変わったかということで、その義務の中身については議論があると思いますが、何らかの形で信認義務がエンハンスされたと言われていると思います。それで例えば、ケアマーク判決のリーズナブルなシステムを構築する義務というところに、S O X法のもとでの内部統制がそのまま入ってくるのかどうか気になっておりました。

神田会長 今の点は、多分日本も同じで、日本の会社法から見れば、法令遵守して経営せよというのは会社法にいう内部統制に入っているわけですね。ですから、当然会社の経営者は独占禁止法を守り、金融商品取引法を守り、そういう法令を遵守して経営をしなければならない。ですから、金商法上、一定のものを要請されれば、それを満たして会社を経営しなければいけません。その目的が、先ほど前田先生がおっしゃったように、投資者保護という目的であれ、あるいは、もっと違った目的であれ、つまりたとえば独占禁止法であっても、それを守らなければいけない、そういう法令遵守体制というのは会社の中で持ちなさいというのが、会社法上の体制の整備ですよ。

しかし、だからといって、それが理由で同質だというのは、ちょっとミスリーディングですよ。それは先ほど前田さんがうまくおっしゃったようなことで、同質でない面があるということは否定できないです。

どうなんでしょうか。きょうは弁護士の先生方はおとなしくしておられます。(笑) 太田さん、中村さん、実務ではどんな感じですか。

太田委員 ご指名がありましたので、後で中村先生のご意見もお伺いしたいと思いますけれども、我々は実務的な立場から、余り理論的に詰めて考えることはしていませんで、前田先生が先ほどおっしゃられたように、規律の観点が違うというのが一番しっくりくると思っていまして、効果との関係で、私どもとしては考えるわけですが、例えばこういう金商法上の内部統制システムをきちんと構築していないと、代表訴訟で負ける可能性があるで

しょうかというように聞かれると、先ほどの前田先生の話とほぼ同じですが、法令遵守体制の中には、当然金商法の遵守も入っているわけですから、これは金商法の内部統制システムをきちんと構築していないと、それは代表訴訟で当然不利に働く可能性はあるでしょうということになります。

ただ、それと別の質問で、金商法の内部統制システムの構築というのは、どういうことをすればいいんでしょうというように聞かれた場合には、それはむしろ金商法上の規律、ないし、その実施基準等からその中身が定まってくるということになるので、余り異質か同質かということを議論することによってどれだけ実益があるのかと思っております。会社法の世界から見た場合には、金商法上の内部統制システムに関する規律が変わってくれば、それに応じて、どういう内部統制システムの体制を全体として構築しなければならないかという内容それ自体が、不断に更新されていくことになるということなのであると思っておりますので。いずれにしろ、実務家としては、規律の観点は違うにせよ、きっちりやらなければならないということではかないということであると受け止めております。

神田会長 ありがとうございます。

中村さん、いかがですか。

中村委員 今、太田先生にお話しいただいたことに特段つけ加える点はなく、私も実務法曹として同じ考え方でおりまして、我々やっぱり法律を遵守することによる効果というところに着目して助言しますので、会社法上の規律をどういうふう守れば、このような効果が生じます、金商法はこういう規制になっているので、これを守ればこういうふうになります、というふうに、プラグマティックな説明をして、あるいは理解の仕方をしていくので、今、前田先生や太田先生にお話しいただいたところで私自身は納得してやっております。

神田会長 ありがとうございます。異質説、同質説を議論すること自体がおかしいのではないかと。必要のないことではないかというご意見でございました。

森本顧問 あえていうこともなく、神田先生が先ほどおまとめになったことと相違はないのですが、頭の整理をさせていただきます。学説においては同質説を支持する立場はないのですね。そして、実務の方が同質といわれるのは、実務的な運用の観点からは、同質なものであるとして理解することが合理的なのではないでしょうか。大は小を兼ねるということなのでしょうが、少なくとも、範囲が違うことははっきりしていますね。したがって、結論的には、神田先生のおっしゃった通りだと思いますが、実務家が同質だといわれるのも、実務的観点からは合理性があり、それが間違いというわけではないのでしょうか。しかし、理論的観点から、学説は、範囲と、それから規制理念や違反の効果も含めて、性質が異なりますから、異質説となるということなのでしょう。学説の中には、異質説であることを強調しすぎるのではないかと感じられる立場もあるようです。トータルに理論的にいえば異質ということなのでしょうが、異質性を強調する意義はあまりないように思われます。会社法の制度と金融商品取引法の制度には、類似点と相違点があります。この相違点について強調し過ぎることはいかがかと思われることがないわけではありません。これについても、強調し過ぎることはどうかということではないかと思います。

神田会長 ありがとうございます。非常にうまくまとめていただきましたので、このあたりにして、ほかの論点はいかがでしょう。今の点についてまだもっとご発言したいという方でももちろん結構ですけれども。

永井OBS 1つ戸田先生に質問してよろしいですか。先ほど資料の8ページで、民事責任のところです。証券詐欺をもとにする訴訟で、株主代表訴訟の手続を使う例がアメリカでは増えてきているという内容のご説明をされましたが、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

戸田委員 済みません、言葉足らずで申しわけありません。証券詐欺訴訟のありかたをどういうふうに適切に制限していくかというのは、アメリカ法の長らくの課題であると思いますが、それと同時に、一定レベルの訴訟を維持してゆく要請もあります。そういった背景のもとで近年アメリカの学説で議

論されていることですが、ある論者は、証券詐欺訴訟を、内部者取引のような投資家間で利益の移転がある場合を除いて、会社に損害賠償を与えるような制度に転換していくべきではないかというような提言をしています。そうした議論を成り立たせるには少なくとも分散投資を所与とする必要がありますので、判例、実務にこのような提言が反映されているわけでないことはもちろんであり、またそうした見通しがあるという趣旨でご紹介したわけでもございませんでした。

そのことと、今回の内部統制とがどう関係するかといいますと、例えば34年法の16条b)項の責任、日本もそうですが、アメリカでは、会社への短期売買差益の返還の制度を設けています。一種の代表訴訟制度であります。そして内部統制というのは、これは個人の責任を特定して発行会社を守るという制度でもあるとも考えられるわけです。証券クラスアクションを代表訴訟に組み直してゆくという提案は、内部統制のそうした見方と16条b)項の趣旨とのあいだに1つ共通性があるのではないかと、そしてそれらの存在が自説のサポートになるのではないかとみるわけでございます。

しかし、アメリカでこうした提言が一般化しているかのように申し上げたとしますと、私の言葉足らずでございました。失礼しました。

松尾OBS またちょっと質問といいますか、戸田先生のレジュメの9ページのところで文書化の話があるのですが、私の個人的な認識では、結局、実務界が、抽象的な基準ではどうやって運用していいかわからないということで、実施基準を定めて、例示的にいろんな数値基準を含め、入れて、フローチャートも例示として示して、よくある金商法の施行でも、これが事実上ひとり歩きして、ある意味で最低基準かのように扱われて、それで過剰な文書化という話に結びついたのかなというように認識しているのですが、戸田先生のご見解は、むしろ実施基準そのものに文書化を求める要素も結構あったのではないかとのご指摘だと思うのですが、その辺について、当局としてはいかがでございましょうか。

西田専門官 文書化につきましては、11の誤解でも挙がっておりますけれ

ども、実施基準の中でお示しさせていただいたフローチャートなどは、あくまで参考例ということでございまして、必ずしもこの様式が必要ということとは当然ございません。

また、誤解の根幹にある要因といいますか理由というのが、特別な文書化をすること自体が、内部統制を整備することなのではないかという誤解があるのかなというふうに認識しております。そういう意味では、目的と手段がちょっと逆転してしまって、本来ならば経営者による評価及び監査人による監査を行うための手段であるものが、ややもすると目的化してしまったのではないかというふうに推察しております。

そういった意味で、今回、11の誤解の2番目に挙げさせていただいておりますけれども、フローチャートの作成など、内部統制報告制度のために新たに特別な文書化等を行わなければならないのかという誤解に対して、基本的には企業がすでに作成・使用している記録等を適宜利用できますということを、改めて周知させていただいているところございまして、その点、そういったご懸念といいますか、先生のご指摘というものもあるのかなと思うのですが、そういったご懸念がないように、私どものほうでも引き続き広報のほうに努めさせていただいているという状況でございます。

山田委員 また民事責任の話ばかりで恐縮ですが、内部統制報告書を提出して、そこは要するに、内部統制が有効に機能していますよということが対象だと思うのですが、なおかつ、有価証券報告書に虚偽記載があったという場合に、やはりその場合には確認書と違って、特別の責任が民事責任上何かあるのでしょうか。

逆にいうと、内部統制が有効に機能してない、そういう内部統制報告書が出て、監査法人がそれについては適正だといった場合に、有価証券報告書虚偽記載責任を免責される可能性があるのでしょうか。一方、確認書のほうは、確認書を出しても、法的には余り差異はないのではないかというのが先ほどの議論かと思います。他方、内部統制報告書において、内部統制が有効には機能してないという意見が出されて、監査法人も、それは適正だといった場

合には、有価証券報告書又は内部統制報告書虚偽記載の民事責任は免責されるのかどうか。

戸田委員 お話についてゆけず済みません。内部統制報告書は有効でないと経営者が評価し、そのことについて、監査法人が適正であるというふうに意見を表明した。その場合は、内部統制報告書には虚偽記載はなかったという場合ですね。

山田委員 ただ、有価証券報告書は虚偽記載があると。

戸田委員 有価証券報告書には虚偽記載があった。

山田委員 その場合に、有価証券報告書の虚偽記載の責任が何らかの影響を受けるのかどうか。

戸田委員 もともと有効でないということを認識していたものであって、虚偽記載が生じたのはいわば必然的なことであったということですね。

山田委員 極めて例外的なケースだと思いますけれども。

戸田委員 そうですね。内部統制の観点からは、なぜ有効に機能してないということを認識したにもかかわらず是正しなかったのかということが問題になる場合ですね。内部統制報告書では、評価後に是正できるように、追記事項とかの記載欄等がありますから、その観点から、逆に有効でないものを放置したということの評価が責任のありように反映されうるのではないかという気もするんですが。

山田委員 そうすると、それは有価証券報告書虚偽記載の責任ではなくて、内部統制報告書の責任ですか。それともやはりこれはもともとの有価証券報告書の虚偽記載から出る責任なんでしょうか。

戸田委員 注意を尽くしたということの評価の問題かと思ったのですが。

黒沼委員 今の点は、有価証券報告書に虚偽記載がある以上、内部統制報告書にどう書いてあろうと免責されるはずはないですね。そして内部統制報告書の虚偽記載についての責任が効果を発揮するのは、内部統制報告書には虚偽記載があったけれども、有価証券報告書には虚偽記載がなかった場合、そういう場合でも、責任を負わせることによって、より前の段階で虚偽記載が

発生するのを防止しようというのがこの制度の趣旨だと考えるべきじゃないですかね。

戸田委員 ありがとうございます。混乱して済みませんでした。

永井OBS 統計的な数字を持参していませんが、米国の会社では「マテリアル・ウィークネス」と評価をされた実例はかなりありました。すべてが虚偽記載ということではありません。統制項目のどの部分が「マテリアル・ウィークネス」なのか、あるいは「シグニフィカント・デフィシェンシー」なのかということは、議論を経た上で実際には判断されていると考えられますので、一律に内部統制報告書の全部が否定されるということではないはずです。

日本では、「不備」と「重要な不備」の2段階の評価に分かれていますが、米国の場合、3段階評価になっていますので、結局「シグニフィカント・デフィシェンシー」という真ん中の評価になるかならないかで、かなりな重要性が違ってくることになります。コントロール可能なデフィシェンシーというか、「軽微な不備」というふうに訳すべきかもしれませんが、軽微なものは一定程度、認められることを前提にした制度設計を米国では考えていると思います。

不備を期中にいかに改善したか、ということがむしろ重要であって、重要な不備が仮にあったとしても、それが一定の対応で改善できたのであれば、その改善内容を書け、というのが趣旨であると理解しています。

神田会長 ありがとうございます。

そろそろ時間になっておりまして、まだまだ議論したい点もあると思いますけれども、このあたりでよろしゅうございますでしょうか。

きょうも大変活発に議論を出していただきましてありがとうございます。

それでは、本日は以上とさせていただきますと思います。

戸田先生、どうもありがとうございました。

次回でございますが、お手元の一覧表にございますように、7月30日、

7月の最後の水曜日午後2時から、藤田教授から「有価証券の範囲」というテーマでご報告いただく予定です。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

平成 20 年 5 月 21 日

金融商品取引法研究会

戸 田 暁

開 示 制 度（Ⅱ）：確認書、内部統制報告書、四半期報告書

1 確認書（金商法 24 条の 4 の 2 等）

(1) 概要

①確認書提出の義務づけとその目的¹

- a)有効な内部統制の構築を前提として、有価証券報告書等の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることについて経営者が自ら確認し、その旨を記載した確認書を有価証券報告書等と併せて提出することを義務づけるもの
- b)有価証券報告書等の適正性をより高めることを目的とする制度

②提出義務を負う会社と開示書類

- a)有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち政令で定めるもの（株券等を上場または店頭登録されている発行会社）（施行令 4 条の 2 の 5 第 1 項）
 - ・外国会社を含む
 - ・上場会社等については「その発行する有価証券が流動性の高い流通市場をもち、その市場で広く資金を集めるために、より適正な投資情報が求められる」²ことに基づく。

- b)有価証券報告書（法 24 条の 4 の 2 第 1 項）、四半期報告書（法 24 条の 4 の 8 第 1 項）、半期報告書（法 24 条の 5 の 2 第 1 項）

- ・事業年度 1 年かつ四半期報告書制度の対象会社の場合、年度あたり 4 回提出

③任意提出制度（法 24 条の 4 の 2 第 2 項等）

- a)有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち上場会社・店頭登録会社以外のもの
- b)有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書
 - ・金商法上の確認書制度が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、旧証取法 24 条 6 項に基づく確認書（任意提出）は同年 3 月 31 日までに提出される開示書類に添付することができた（改正府令附則 3 条）。

¹ 谷口義幸=野村昭文=柳川俊成「開示制度に係る政令・内閣府令等の概要〔上〕」商事法務 1810 号 41-42 頁（2007 年）参照。

² 池田唯一編『総合解説内部統制報告制度』57 頁（税務研究会出版局、2007 年）。

④記載事項

- a)様式 内国会社一第四号の二様式[追加資料 7 参照³]、外国会社一第九号の二様式[事前資料 7 参照]
- b)代表者および最高財務責任者（財務報告に関し代表者に準ずる責任者として定めている場合のみ（第四号の二様式の記載上の注意(4)））
- c)「有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した」旨を記載（記載上の注意(6)b）
- d)確認を行った記載内容が限定されている場合、その旨およびその理由を記載（記載上の注意(6)c）
 - ・「適正であることを確認できなかった」との記載にはならないとされる⁴。
- e)特記事項がある場合、その旨およびその内容（記載上の注意(7)）
- f)監査証明は不要

⑤提出期限・方法

- a)有価証券報告書等の提出期限と同じ
 - ・四半期報告書制度の対象となる内国会社の場合、年度経過後 3 月以内・四半期経過後 45 日以内
- b)有価証券報告書等と併せて、財務局長等に宛てて、EDINET により提出
- c)有価証券報告書等の添付書類（旧証取法 24 条 6 項対照）でなく別個の開示書類

⑥写し提出・公衆縦覧

- a)上場している金融商品取引所に遅滞なく写しを提出（法 24 条の 4 の 2 第 5 項等）
- b)有価証券報告書等と同じ期間の公衆縦覧（法 25 条）

⑦訂正確認書制度

- a)自発的提出（法 24 条の 4 の 3 第 1 項、7 条）
- b)形式不備等・虚偽記載等による提出命令（法 24 条の 4 の 3 第 1 項、9 条・10 条）

⑧不提出の場合の過料

- a)有価証券報告書の場合、30 万円以下（法 208 条 2 号）
- b)四半期報告書・半期報告書の場合、10 万円以下（法 209 条 4 号）

⑨虚偽記載につき罰則や提出会社・役員等の民事責任の定めがない理由

- a)「有価証券報告書等の重要な事項に虚偽の記載があることを知りつつ、有価証券報告書等の記載内容は適正である旨を記載した確認書を提出した場合について罰則を科すこと……は、重要な事項に虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した場合の罰則と構成要件が基本的に重なる」⁵。

³ 報告者から研究会事務局に PDF 化して送信する際に漏れがありました。おわびいたします。

⁴ 谷口ほか・前掲 42 頁。

⁵ 池田編・前掲 83 頁。

- b) 確認書は「当該確認書において適正性を確認する有価証券報告書等と表裏一体の関係にあり、有価証券報告書等の虚偽記載等に対しては別途、賠償責任の規定が置かれている」⁶。

(2) 課題

① 提出義務を負う会社の範囲

- a) 流動性の多寡により内容の適正性に差が生じる可能性を認めることに必ずしも合理性がないとみる見解⁷

- ・ この見解によれば、現行制度の適用範囲は、既に証券取引所の自主規制で確認書制度が導入されていた企業に適用範囲を限ることで、企業の負担を抑え制度導入を円滑にするとの考慮に基づくことになる⁸。

b) 検討（確認書制度のインパクトを含めて）

- ・ 内部統制報告制度を前提として企業統治に事実上介入
- ・ 「適正性に差が生じる」こと、さらには「記載内容が適正であること」の意味
- ・ 財務諸表監査では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明する」（監査基準第一。監査証明府令 4 条 1 項 1 号ハ参照）。
- ・ 確認書では、準拠枠組みや適正性の限定が原則として必ずしも存在しておらず（？）、例えば、単に GAAP 準拠性を充たすだけでは確認書にいう記載内容の適正を備えたことにはならないのではないか。そうだとすれば、流動性（あるいは投資者の多様性）を根拠として投資者保護の見地からより適正な開示を求める余地が生じるかどうか。またわが国では罰則・民事責任の定めに慎重であることとの理由もこれに関係するのだろうか。
- ・ なお、任意提出が有価証券報告書の提出会社に限られ、また有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書と併せて行う場合に限られる理由はいかなるものか。

c) 米国の確認書制度

- ・ SOA §302[事前資料 1 参照]の確認書制度、§906[事前資料 1 参照]の確認書制度
§302 → Exchange Act Rule 13a-14, Rule 13a-15[事前資料 2 参照]
Cf. 上場会社への適用（SOA §301 監査委員会関係）
わが国の制度と対応する記載事項の間の相違 §302(a)(1)-(3)

⁶ 池田編・前掲 87 頁。

⁷ 川口恭弘「金融商品取引法における内部統制報告書制度・確認書制度」監査役 532 号 32-33 頁（2007 年）。この見解は、財務諸表の監査証明が求められる会社が有価証券報告書の提出会社とされることとの平仄をも勘案している。川口・前掲 33 頁。

⁸ 川口・前掲 33 頁。

§302 の確認書に基づく民事責任（？）⁹

Rule 10b-5 に基づく責任については、署名の有無が決定的な差異をもたらすのか必ずしも定かでない以上、§302 の確認書が新たな法的責任を生じさせるのか懐疑的な見解が有力である。ただ、§302 の確認書に関しては GAAP 準拠性により責任を免れないとの指摘も散見される。なお、Bausch & Lomb 社[事前資料 4、5 参照]の業績水増し（ただし GAAP 違反の主張）をめぐるクラスアクションでは、水増し当時の（虚偽の）確認書の存在は主として開示書類の虚偽記載に関し scienter を推認させる事実のひとつとして利用されている（係属中）¹⁰。ただし確認書のみでは推認し得ないというのがコンセンサスであるようである。

②財務報告に係る内部統制との関係

- a)旧証取法下の確認書は「確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨およびその理由」を記載させていた（旧開示ガイドライン）。
- b)金商法のもとでも確認のための社内体制の整備・機能状況を記載するのが有益とする見解¹¹、内部統制報告制度が創設された以上はそうした記載は当然不要になったとみる見解¹²、四半期報告書についても併せて確認書を提出する以上は内部統制報告制度の存在が当該記載を当然に不要にするものではないとの見解¹³等
- c)検討
 - ・「適正に作成されるシステムが機能していた」ことは内部統制報告を相当に超える内容を含むものでないか（上記①参照）。
 - ・米国 SOA §302(a)(4)は内部統制報告制度に関連づけられた記載事項とされる（Rule 13a-15(f)、Regulation S-K, Item 308(a)参照）。
 - ・内部統制の限界の一つ（CEO・CFO による内部統制の不当な無視・無効化¹⁴）に対処する役割を確認書に担わせることは不要か。
 - ・非財務情報をも対象とする確認書との整合性はどうか¹⁵。

⁹ §302 の確認書が開示書類の添付書類として提出されること（Rule 13a-14(a)）から、SEA §18 の民事責任は生じないと考えられる。

¹⁰ Consolidated Amended Complaint, In re Bausch & Lomb Inc. Securities Litigation (No. 6:06-cv-06294-MAT, W.D.N.Y.)(Jan. 8, 2008).

¹¹ 川口・前掲 34 頁。

¹² 証券取引法研究会編『金融商品取引法の検討 [1]』別冊商事法務 308 号 108 頁[梅本剛正]。

¹³ 証券取引法研究会編・前掲 108 頁[加藤貴仁]。

¹⁴ 財務統制に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 I.3.参照。

¹⁵ 川口・前掲 34 頁は、財務報告以外の情報（例えば大株主の状況。西武鉄道事件参照）をも確認書がカバーすることを指摘し、また「財務の責任者に、財務報告以外の記載事項を含む有価証券報告書の全記載事項につき確認をさせることは適切でない」旨を示唆する。

③バックアップ確認書の実務について

- a) 下位者から順次バックアップのサブ確認書を取得する実務の存在（日・米）
- b) 内部統制報告の実務でも同様（あるいは共通の書面？）
- c) 米国でもバックアップ確認書の法的取扱いは不透明
- d) 開示書類の「記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと」（法 24 条の 4、22 条、21 条 2 項 1 号）とバックアップ確認書への信頼

2 内部統制報告書（法 24 条の 4 の 4）

(1) 概要

①内部統制報告制度の趣旨・目的

- a) 財務報告に係る内部統制の強化を図ること等を通じて適正な財務諸表の開示を確保すること¹⁶
- b) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と、当該評価に対する公認会計士・監査法人による監査を義務づけることにより、財務報告に係る内部統制を強化しようとするもの¹⁷

②対象会社（法 24 条の 4 の 4 第 1 項、施行令 4 条の 2 の 7）

- a) 有価証券報告書の提出会社のうち上場会社・店頭登録会社（外国会社を含む）
- b) 上記以外の有価証券報告書の提出会社は任意提出が可能（法 24 条の 4 の 4 第 2 項）

③提出方法・写し提出・公衆縦覧

- a) 事業年度ごとに 1 回、有価証券報告書と併せて、財務局長等に宛てて、EDINET により提出する。
- b) 上場している取引所への写し送付（法 24 条の 4 の 4 第 5 項）
- c) 公衆縦覧（法 25 条）

④訂正内部統制報告書（法 24 条の 4 の 5 第 1 項、7 条・9 条・10 条）

⑤重要な事項につき虚偽記載ある場合、または不提出の場合の罰則（5 年以下の懲役または 500 万円の罰金（あるいは併科）、法人 5 億円以下の罰金）（法 197 条の 2 第 5 号・6 号、207 条）

⑥会社の無過失損害賠償責任（法 25 条 1 項 6 号、21 条・21 条の 2）、役員等の民事責任（法 24 条の 4 の 6、22 条）

(2) 内部統制報告書の記載について

①財務報告に係る内部統制

¹⁶ 谷口ほか・前掲 37 頁。

¹⁷ 池田編・前掲 56 頁。

当該会社の属する企業集団および当該会社に係る「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制」（法 24 条の 4 の 4 第 1 項）＝当該会社における「財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制」（内部統制府令[事前資料 6 参照]3 条、2 条 2 号）

- ・各会社の状況（置かれた環境や事業の特性、規模等）により異なることから、一律に示すことは困難であり、各社において適切に判断されることになる¹⁸。

②用語・様式・作成方法（府令 1 条 1 項）

- a)内部統制府令による。
- b)府令に規定がなければ、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従う。
- c)企業会計審議会（平成 19 年 2 月 15 日）の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」は上記 b)に該当する（府令 1 条 4 項）。

③記載事項

- a)様式 内国会社一第一号様式、外国会社一第二号様式（府令 4 条）
- b)最高財務責任者について（ガイドライン 4-1 参照）
- c)財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
 - ・「代表者及び最高財務責任者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している」旨（第一号様式の記載上の注意(6)a）
 - ・財務報告に係る内部統制を整備・運用する際に準拠した基準の具体的名称(同(6)b）（上記②c)参照）
 - ・「財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある」旨（記載上の注意(6)c）
- d)評価の範囲・基準日・評価手続に関する事項
 - ・基準日：原則として事業年度の末日を基準日とする（府令 5 条）
 - ・「評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した」旨
 - ・評価手続の概要：行った手続のうち、評価範囲内における統制上の要点（財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点）の選定など、評価結果に重要な影響を及ぼす手続の概要（簡潔に記載）（ガイドライン 4-3）
 - ・評価範囲：財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲（ガイドライン 4-4）
 - ・評価範囲の決定手順・方法等：「財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した」旨など（ガイドライン 4-4）。

¹⁸ 谷口ほか・前掲 38 頁。

- ・やむを得ない事情により、一定の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲・理由（記載上の注意(7)d）

e)評価結果に関する事項

- ・「財務報告に係る内部統制は有効である」旨
- ・「評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である」旨、実施できなかった評価手続およびその理由
- ・「重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨、その重要な欠陥の内容、それが事業年度末日までに是正されなかった理由
- ・「重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部等性の評価結果を表明できない」旨、実施できなかった評価手続及びその理由

f)付記事項 有効性評価に重要な影響を及ぼす後発事象、基準日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置の内容等

g)特記事項

(3) 内部統制監査報告書の記載内容

①内部統制報告書の監査（法 193 条の 2 第 2 項）

②内部統制監査報告書

a)内部統制府令および一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準および慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成（府令 1 条 3 項）

b)企業会計審議会の公表する監査に関する基準は上記 a)の基準に該当（府令 1 条 4 項）

c)記載事項の概要（府令 6 条）

- ・「財務報告に係る内部統制の整備および運用ならびに内部統制報告書の作成の責任は経営者にある」こと。
- ・「内部統制により虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある」こと。
- ・監査の基準は「内部統制報告書に重要な虚偽の記載がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている」こと。
- ・監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと
- ・「内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているか」につき、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見（この場合は除外事項とその財務諸表監査への影響を記載）、不適正意見（この場合は理由と財務諸表監査への影響を記載）、意見不表明（この場合は理由を記載）。なお、内部統制の有効性自体を保証するものでないから、

代表者が有効でない旨を記載すれば適正意見となる¹⁹。

- ・様式（府令 7 条）：やむを得ない理由のある場合を除き、財務諸表監査の監査報告書と統合して作成する[事前資料 11 参照]。

(4) 課題

①内部統制の整備及び運用の責任の所在

a)CEO・CFO 以外の者を責任者に定めることを許さないことや責任の自覚を促すことだけが、投資者との関係で財務諸表の虚偽記載防止のため、内部統制報告書や内部統制監査報告書にこの旨を記載させることの理由かどうか。

- ・「我が国においても、内部統制を構築し有効に機能させる責任が経営者にあることは明らかである」²⁰としても、財務報告に係る内部統制の整備・構築につき会計専門職の側が事実上設計し経営判断を制約していることとの関係
- ・監査人・会社・経営者・外部者の間の法的責任の分担関係

b)監査人の対投資者責任の軽減・回避のためにどこまで内部統制報告制度が活用されるか。

②法的責任と財務報告に係る内部統制とのリンク

a)米国 AOL 事件における起訴猶予、量刑ガイドライン 8 章

b)民事責任の定め方

- ・経営者を頂点とする内部統制：発行会社の責任→経営者の個人責任（？）
- ・組織としての内部統制：経営者の個人責任→発行会社の責任（？）
- ・証券詐欺訴訟と株主代表訴訟
- ・内部統制報告制度の民事責任との関係での機能
- ・結局確認書と大きく変わらない可能性はないか（cf. Bausch & Lomb 事件）

③文書化の重みとトップダウン型リスク・アプローチ

a) 米国における制度・運用と日本のそれとが同一でないことが強調される。日米が同じ制度を同じく運用するものであるとの見方は「誤った前提」であり、文書化の「過度の強調」は『『誤解』……の最たるもの』であるとされる²¹。

b)企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」は、内部統制の構築に関して重要となる項目を例示している（実施基準 I.5.(1)）²²。そのうち比較的大量の記録・文書化の必要性を連想させるのは、全社的な諸体制の整備のほか、①虚偽記載の発生リスクを低減するための(i)「業務プロセスに係る内部

¹⁹ 川口・前掲 33 頁参照。

²⁰ ディスクロージャーWG「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」（平成 16 年 12 月 24 日）。

²¹ 池田編・前掲 32 頁。

²² なお、実施基準の文言はここでの「例示」性を必ずしも明確にしない。しかし、「要点」や「以下に挙げるような事項」といった表現は例示性を示唆するものであろう。

統制」の設定、および(ii)「必要に応じた個々の業務手順等」の整備、②財務報告に係る内部統制に関する「ITに係る業務処理統制」の整備であると考えられる²³。確かに、これらもあくまで虚偽記載の予防や財務報告に関して必要な整備に限られてはいる。しかし、業務プロセスにおける虚偽記載の発生リスクは、識別されたならば「通常、業務の中に組み込まれた統制活動等で対応することとなり（実施基準 I.2.(2)①ロ.a.)、また当該リスクへの対応は「リスクの低減」すなわち当該「リスクの発生可能性や影響を低くするため、新たな内部統制を設けるなどの対応を取る」とである（実施基準 I.2.(2)②）。そしてまた、実施基準は、内部統制の構築プロセスを、「内部統制の評価及び報告に先立つ準備作業として求められる一般的な手続」として提示している（実施基準 I.5.(2)）。業務に組み込まれた内部統制の構築プロセスとしては、各「業務プロセスを識別・整理」ないし「細分化」し、内部統制の整備状況を「記録し、可視化」することが一般的に求められる（実施基準 I.5.(2)②）。

したがって、虚偽記載が発生する「リスクの発生可能性や影響」を、（必ずしも定かでない量的基準に基づいて）「低くする」ため、各業務の中に内部統制上の「対応」を増殖的に組み込ませ、そのありさまを記録・可視化させざるを得ないという構造が、実施基準に備わっているともいえる。なお、この記録・可視化においては、「業務の流れ図（例）」および「業務記述書（例）」（実施基準の参考 2）ならびに「リスクと統制の対応（例）」（実施基準の参考 3）が参考になるとされる。実務上、文書化 3 点セット（フローチャート、業務記述書、およびリスク・コントロール・マトリックス）などと呼ばれるものである。

- c) ところが、こと内部統制報告制度に関する限り、個々の業務に組み込まれた内部統制やその構築プロセスが直接問題になる場面は、確かに多くないかも知れない。その一つの理由は、わが国では、米国での運用状況等をみた上で、監査人の検証水準と監査コストの負担とを考慮し、「トップダウン型のリスク・アプローチの活用」を行うこととした²⁴点に求められる。当該アプローチのもとで内部統制の有効性評価を行う経営者は、まず連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行った上で（実施基準 II.3.(2)）、その結果を踏まえ、かつそれとのバランスを考慮しつつ、業務プロセスに関する内部統制の評価の範囲・方法等を、重要性の識別手続・基準に従って定めることになる（実施基準 II.3.(2)・(3)）。わが国の制度は、このように、全社

²³ 本文①-⑥はいずれも実施基準 I.5.(1)による。ただし、本文②については、実施基準の同箇所とはやや異なる整理を行った。実施基準では、本文②の(i)を虚偽記載の発生「リスクへの適切な評価及び対応」とし、(ii)を当該「リスクを低減するための体制」とし、両者を区別している。

²⁴ 企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（平成 19 年 2 月 15 日）二(4)①参照。

的な内部統制の評価対象を限定することを原則として認めない反面で²⁵、業務プロセスに係る内部統制の評価対象は一定の手順に従って必要な範囲に限定することを認めるのである（実施基準 II.2.(2)参照）。

しかし、この運用が監査人の見解にかかっているとすれば、監査人は自らの法的責任を回避または報酬を増大させるために、やはり文書化の過剰をもたらす可能性は残されている。

- d) また、実施基準は、業務プロセスに関する内部統制の評価に用いる文書として、前述の「業務の流れ図（例）」・「業務記述書（例）」・「リスクと統制の対応（例）」の様式を示す（実施基準の参考 2、参考 3）。それらも、「必要に応じて作成するとした場合の参考例」にすぎず、「企業において別途、作成しているものがあれば、それを利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足り、必ずしもこの様式による必要はない」（実施基準 II.3.(3)①、②）。内部統制の評価の手續・結果等に関して、経営者は「記録し保存しなければならない」が（実施基準 II.3.(7)）、その「内部統制に係る記録」としても「企業の作成・使用している記録等を適宜、利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足りる」という（実施基準 II.3.(7)①）。

しかし、内部統制の評価・報告レベルでは「必要に応じ」た文書化で足りるとしても²⁶、それが内部統制の構築・実施レベルの作業に極めて的確に反映されるのでなければ、何らかの点で過剰な文書化を避けることはできないように思われる。しかも「内部統制に係る記録」については、「有価証券報告書及びその添付書類の縦覧期間（5 年）²⁷を勘案して、それと同様の期間」、「後日、第三者による検証が可能となるよう、関連する証拠書類を適切に保存する必要がある」（実施基準 II.3.(7)②）。評価・監査については、確かに「内部統制報告制度に対応するための特別の『文書化』といったものは求められていない」²⁸ことに不思議はない。ただ、その前提には、構築・実施の段階ですでに必要な文書化が整備されているはずである²⁹、

²⁵ 実施基準 II.2.(2)：「なお、全社的な内部統制については、以下の『業務プロセスに係る評価の範囲の決定』において記述する手順により評価の範囲を決定する対象には含まれず、原則として、すべての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する。」

²⁶ わが国の制度のもとでも、「最小限度」の文書化で足りる旨が明示されているわけでは必ずしもない。

²⁷ 金融商品取引法 25 条 1 項 4 号参照。なお、縦覧期間は、有価証券報告書の記載内容に係る確認書 5 年（同項 5 号）、内部統制報告書 5 年（同項 6 号）、四半期報告書 3 年（同項 7 号）、四半期報告書の記載内容に係る確認書 3 年（同項 9 号）である。また縦覧期間における取得者に対する損害賠償責任につき金融商品取引法 21 条の 2 第 1 項参照。

²⁸ 池田編・前掲 32 頁。

²⁹ 実施基準 II.3.(2)③は、内部統制の評価のあり方に関して、「社内の規程や方針、手續に準拠して行う業務の割合が高い企業においては、業務プロセスに係る内部統制が相対的に[注：すなわち全社的な内部統制とのバランスを勘案して]重要とな」り、その場合には「多くの業務プロセスに係る内部統制の手引きが作成されることになる」。これは、文書化の進んだ企業では文書化される項目が多いという自明を指摘したものに見える。

あるいは、適宜文書が整っておればいかなる第三者の検証にも耐えうるはずであるといった見方が存在するのではなからうか。わが国の制度自体が先述の「誤解」を免れるものであるのか、引き続き検証を要するようにも思われる

④会社法の内部統制システム構築義務との関係

a)異質のものとみる見解（学説）

b)同質とみる見解（実務）

・重要な欠陥のある場合

重要な欠陥：財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備（基準 II.1.(4)）。金額的・質的重要性の低い単なる不備は、報告書での開示を要しない。

⑤その他

3 四半期報告書（法 24 条の 4 の 7）

(1) 概要

①趣旨・対象会社

a)「有価証券の『流動性』に着目した開示制度の整備の一環として、流動性の高い流通市場を持つ有価証券に関し、投資者に対し、より頻繁に、かつ、詳細で信頼性の高い投資情報を提供する」もの³⁰

b)対象会社：有価証券報告書の提出会社のうち上場会社・店頭登録会社（法 24 条の 4 の 7 第 1 項）、またそれ以外の有価証券報告書の提出会社は任意提出可能（同 2 項）

②提出時期

a)事業年度を 3 月ごとに区分した各期間ごと、ただし最後の期間（事業年度が 1 年の場合の第 4 四半期）を除く。

b)半期報告書に代えて第 2 四半期報告書を提出。ただし半期で自己資本比率規制等との関係が問題となる銀行等は特定事業会社（法 24 条の 4 の 7 第 1 項、開示府令 17 条の 6）として第 2 四半期報告書に中間連結財務諸・中間財務諸表等を記載する。また大株主の状況のように第 2 四半期報告書でのみ記載する項目がある。

c)原則として各四半期終了後 45 日以内（法 24 条の 4 の 7 第 1 項、施行令 4 条の 2 の 10 第 3 項）（特定事業会社では 60 日）

③四半期報告書の記載内容

a)様式：内国会社—第四号の三様式[追加資料 7 参照]、外国会社—第九号の三様式[事前資料 7 参照]

b)財務情報は連結財務情報のみを原則とする。四半期連結貸借対照表・四半期連結損益計算書・四半期連結キャッシュフロー計算書

c)「財政状態及び経営成績の分析」の記載

³⁰ 谷口ほか・前掲 30 頁。

④四半期財務諸表等規則、四半期財務諸表に関する会計基準、四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針

⑤四半期レビュー

- ・監査証明は監査よりも保証水準の低いレビュー
- ・公認会計士等の民事責任は有価証券報告書と同様（法 24 条の 4 の 7 第 4 項・22 条）

⑥課徴金（法 172 条の 2 第 2 項）、罰則（重要事項の虚偽記載につき法 197 条の 2 第 6 号、不提出につき 200 条 5 号）

(2) 課題

①四半期レビュー

- a) 年度財務諸表の監査を実施する監査人が、その監査を前提として、年度財務諸表の監査との適切な組合せにより実施される。四半期レビュー契約は監査人交代の場合に時期的な困難を生じうるが、年度監査契約と同時に一体として契約することになるであろうか。
- b) 一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が結論を表明する（無限定の結論、限定付結論（企業の財政状態等を適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合、または重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合）、否定的結論、結論不表明）。
- c) レビューでは、年度財務諸表の監査に比べて限定的な簡便な手続からなるため、入手される証拠の証明力は相対的に弱いとされるが、監査人の法的責任はこのことに整合的であるかどうか。

配布資料

資料 1	S O X 法 302 条、404 条、906 条	64
資料 2	1934 年証券取引所法 規則 13a-14、13a-15	68
資料 3	レギュレーション S - K (抜粋)	
資料 4	Bausch & Lomb. Annual Report 2004. 12	
資料 5	Bausch & Lomb. Annual Report 2005. 12	
資料 6	内部統制府令	
資料 7	企業内容開示府令 様式 (外国会社)	
追加資料 7	企業内容開示府令 様式 (内国会社)	
資料 8	内部統制府令ガイドライン	
資料 9	内部統制報告制度に関する Q & A (金融庁 2007. 10. 1)	
資料 1 0	内部統制報告制度に関する 1 1 の誤解等	72
	(金融庁 2008. 3. 11)	
資料 1 1	内部統制監査報告書の文例 (日本公認会計士協会)	
資料 1 2	金融商品取引法における四半期報告制度の導入に伴う 有価証券上場規定等の一部改正について (東京証券取引所)	

(注) 配布資料のうち、資料 1、資料 2、資料 1 0 を以下に掲載。
他の資料については、掲載を省略。

資料 1 SOX 法 302 条、404 条、906 条

PUBLIC LAW 107-204—JULY 30, 2002

116 STAT. 777

“(A) to the registered public accounting firm employed by the issuer for the purpose of rendering or issuing an audit report; and

“(B) to any advisers employed by the audit committee under paragraph (5).”.

SEC. 302. CORPORATE RESPONSIBILITY FOR FINANCIAL REPORTS.

15 USC 7241.

(a) REGULATIONS REQUIRED.—The Commission shall, by rule, require, for each company filing periodic reports under section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78m, 78o(d)), that the principal executive officer or officers and the principal financial officer or officers, or persons performing similar functions, certify in each annual or quarterly report filed or submitted under either such section of such Act that—

(1) the signing officer has reviewed the report;

(2) based on the officer's knowledge, the report does not contain any untrue statement of a material fact or omit to state a material fact necessary in order to make the statements made, in light of the circumstances under which such statements were made, not misleading;

(3) based on such officer's knowledge, the financial statements, and other financial information included in the report, fairly present in all material respects the financial condition and results of operations of the issuer as of, and for, the periods presented in the report;

(4) the signing officers—

(A) are responsible for establishing and maintaining internal controls;

(B) have designed such internal controls to ensure that material information relating to the issuer and its consolidated subsidiaries is made known to such officers by others within those entities, particularly during the period in which the periodic reports are being prepared;

(C) have evaluated the effectiveness of the issuer's internal controls as of a date within 90 days prior to the report; and

(D) have presented in the report their conclusions about the effectiveness of their internal controls based on their evaluation as of that date;

(5) the signing officers have disclosed to the issuer's auditors and the audit committee of the board of directors (or persons fulfilling the equivalent function)—

(A) all significant deficiencies in the design or operation of internal controls which could adversely affect the issuer's ability to record, process, summarize, and report financial data and have identified for the issuer's auditors any material weaknesses in internal controls; and

(B) any fraud, whether or not material, that involves management or other employees who have a significant role in the issuer's internal controls; and

(6) the signing officers have indicated in the report whether or not there were significant changes in internal controls or in other factors that could significantly affect internal controls subsequent to the date of their evaluation, including any corrective actions with regard to significant deficiencies and material weaknesses.

(b) **FOREIGN REINCORPORATIONS HAVE NO EFFECT.**—Nothing in this section 302 shall be interpreted or applied in any way to allow any issuer to lessen the legal force of the statement required under this section 302, by an issuer having reincorporated or having engaged in any other transaction that resulted in the transfer of the corporate domicile or offices of the issuer from inside the United States to outside of the United States.

(c) **DEADLINE.**—The rules required by subsection (a) shall be effective not later than 30 days after the date of enactment of this Act.

15 USC 7242.

SEC. 303. IMPROPER INFLUENCE ON CONDUCT OF AUDITS.

(a) **RULES TO PROHIBIT.**—It shall be unlawful, in contravention of such rules or regulations as the Commission shall prescribe as necessary and appropriate in the public interest or for the protection of investors, for any officer or director of an issuer, or any other person acting under the direction thereof, to take any action to fraudulently influence, coerce, manipulate, or mislead any independent public or certified accountant engaged in the performance of an audit of the financial statements of that issuer for the purpose of rendering such financial statements materially misleading.

(b) **ENFORCEMENT.**—In any civil proceeding, the Commission shall have exclusive authority to enforce this section and any rule or regulation issued under this section.

(c) **NO PREEMPTION OF OTHER LAW.**—The provisions of subsection (a) shall be in addition to, and shall not supersede or preempt, any other provision of law or any rule or regulation issued thereunder.

(d) **DEADLINE FOR RULEMAKING.**—The Commission shall—

(1) propose the rules or regulations required by this section, not later than 90 days after the date of enactment of this Act; and

(2) issue final rules or regulations required by this section, not later than 270 days after that date of enactment.

15 USC 7243.

SEC. 304. FORFEITURE OF CERTAIN BONUSES AND PROFITS.

(a) **ADDITIONAL COMPENSATION PRIOR TO NONCOMPLIANCE WITH COMMISSION FINANCIAL REPORTING REQUIREMENTS.**—If an issuer is required to prepare an accounting restatement due to the material noncompliance of the issuer, as a result of misconduct, with any financial reporting requirement under the securities laws, the chief executive officer and chief financial officer of the issuer shall reimburse the issuer for—

(1) any bonus or other incentive-based or equity-based compensation received by that person from the issuer during the 12-month period following the first public issuance or filing with the Commission (whichever first occurs) of the financial document embodying such financial reporting requirement; and

(2) any profits realized from the sale of securities of the issuer during that 12-month period.

(b) **COMMISSION EXEMPTION AUTHORITY.**—The Commission may exempt any person from the application of subsection (a), as it deems necessary and appropriate.

SEC. 305. OFFICER AND DIRECTOR BARS AND PENALTIES.

(a) **UNFITNESS STANDARD.**—

“(C) the issuer (if the issuer maintains a corporate website) shall provide that statement on that corporate website, not later than the end of the business day following that filing.”

Deadline.

(b) **EFFECTIVE DATE.**—The amendment made by this section shall be effective 30 days after the date of the enactment of this Act.

15 USC 78p note.

SEC. 404. MANAGEMENT ASSESSMENT OF INTERNAL CONTROLS.

15 USC 7262.

(a) **RULES REQUIRED.**—The Commission shall prescribe rules requiring each annual report required by section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78m or 78o(d)) to contain an internal control report, which shall—

(1) state the responsibility of management for establishing and maintaining an adequate internal control structure and procedures for financial reporting; and

(2) contain an assessment, as of the end of the most recent fiscal year of the issuer, of the effectiveness of the internal control structure and procedures of the issuer for financial reporting.

(b) **INTERNAL CONTROL EVALUATION AND REPORTING.**—With respect to the internal control assessment required by subsection (a), each registered public accounting firm that prepares or issues the audit report for the issuer shall attest to, and report on, the assessment made by the management of the issuer. An attestation made under this subsection shall be made in accordance with standards for attestation engagements issued or adopted by the Board. Any such attestation shall not be the subject of a separate engagement.

SEC. 405. EXEMPTION.

15 USC 7263.

Nothing in section 401, 402, or 404, the amendments made by those sections, or the rules of the Commission under those sections shall apply to any investment company registered under section 8 of the Investment Company Act of 1940 (15 U.S.C. 80a–8).

SEC. 406. CODE OF ETHICS FOR SENIOR FINANCIAL OFFICERS.

15 USC 7264.

(a) **CODE OF ETHICS DISCLOSURE.**—The Commission shall issue rules to require each issuer, together with periodic reports required pursuant to section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934, to disclose whether or not, and if not, the reason therefor, such issuer has adopted a code of ethics for senior financial officers, applicable to its principal financial officer and comptroller or principal accounting officer, or persons performing similar functions.

Regulations.

(b) **CHANGES IN CODES OF ETHICS.**—The Commission shall revise its regulations concerning matters requiring prompt disclosure on Form 8-K (or any successor thereto) to require the immediate disclosure, by means of the filing of such form, dissemination by the Internet or by other electronic means, by any issuer of any change in or waiver of the code of ethics for senior financial officers.

Regulations.

(c) **DEFINITION.**—In this section, the term “code of ethics” means such standards as are reasonably necessary to promote—

(1) honest and ethical conduct, including the ethical handling of actual or apparent conflicts of interest between personal and professional relationships;

(5) make any necessary conforming changes to the sentencing guidelines; and

(6) assure that the guidelines adequately meet the purposes of sentencing, as set forth in section 3553(a)(2) of title 18, United States Code.

(c) **EMERGENCY AUTHORITY AND DEADLINE FOR COMMISSION ACTION.**—The United States Sentencing Commission is requested to promulgate the guidelines or amendments provided for under this section as soon as practicable, and in any event not later than 180 days after the date of enactment of this Act, in accordance with the procedures set forth in section 219(a) of the Sentencing Reform Act of 1987, as though the authority under that Act had not expired.

SEC. 906. CORPORATE RESPONSIBILITY FOR FINANCIAL REPORTS.

(a) **IN GENERAL.**—Chapter 63 of title 18, United States Code, is amended by inserting after section 1349, as created by this Act, the following:

“§ 1350. Failure of corporate officers to certify financial reports

(a) **CERTIFICATION OF PERIODIC FINANCIAL REPORTS.**—Each periodic report containing financial statements filed by an issuer with the Securities Exchange Commission pursuant to section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78m(a) or 78o(d)) shall be accompanied by a written statement by the chief executive officer and chief financial officer (or equivalent thereof) of the issuer.

“(b) **CONTENT.**—The statement required under subsection (a) shall certify that the periodic report containing the financial statements fully complies with the requirements of section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78m or 78o(d)) and that information contained in the periodic report fairly presents, in all material respects, the financial condition and results of operations of the issuer.

“(c) **CRIMINAL PENALTIES.**—Whoever—

“(1) certifies any statement as set forth in subsections (a) and (b) of this section knowing that the periodic report accompanying the statement does not comport with all the requirements set forth in this section shall be fined not more than \$1,000,000 or imprisoned not more than 10 years, or both; or

“(2) willfully certifies any statement as set forth in subsections (a) and (b) of this section knowing that the periodic report accompanying the statement does not comport with all the requirements set forth in this section shall be fined not more than \$5,000,000, or imprisoned not more than 20 years, or both.”

(b) **CLERICAL AMENDMENT.**—The table of sections at the beginning of chapter 63 of title 18, United States Code, is amended by adding at the end the following:

“1350. Failure of corporate officers to certify financial reports.”

Securities Lawyer's Deskbook

published by The University of Cincinnati College of Law



College of Law

General Rules and Regulations
promulgated
under the
Securities Exchange Act of 1934

Regulatory History

Search Page

Suggestions

Main Table of Contents

Home

Rule 13a-14 -- Certification Of Disclosure In Annual And Quarterly Reports

- a. Each report, including transition reports, filed on Form 10-Q, Form 10-QSB, Form 10-K, Form 10-KSB, Form 20-F or Form 40-F under section 13(a) of the Act, other than a report filed by an Asset-Backed Issuer (as defined in Item 229.1101 of this chapter) or a report on Form 20-F filed under Rule 240.13a-19, must include certifications in the form specified in the applicable exhibit filing requirements of such report and such certifications must be filed as an exhibit to such report. Each principal executive and principal financial officer of the issuer, or persons performing similar functions, at the time of filing of the report must sign a certification. The principal executive and principal financial officers of an issuer may omit the portion of the introductory language in paragraph 4 as well as language in paragraph 4(b) of the certification that refers to the certifying officers' responsibility for designing, establishing and maintaining internal control over financial reporting for the issuer until the issuer becomes subject to the internal control over financial reporting requirements in Rule 240.13a-15 or 240.15d-15.
- b. Each periodic report containing financial statements filed by an issuer pursuant to section 13(a) of the Act must be accompanied by the certifications required by Section 1350 of Chapter 63 of Title 18 of the United States Code (18 U.S.C. 1350) and such certifications must be furnished as an exhibit to such report as specified in the applicable exhibit requirements for such report. Each principal executive and principal financial officer of the issuer (or equivalent thereof) must sign a certification. This requirement may be satisfied by a single certification signed by an issuer's principal executive and principal financial officers.
- c. A person required to provide a certification specified in paragraph (a), (b) or (d) of this section may not have the certification signed on his or her behalf pursuant to a power of attorney or other form of confirming authority.
- d. Each annual report and transition report filed on Form 10-K (Rule 249.310 of this chapter) by an asset-backed issuer under section 13(a) of the Act must include a certification in the form specified in the applicable exhibit filing requirements of such report and such certification must be filed as an exhibit to such report. Terms used in paragraphs (d) and (e) of this section have the same meaning as in Item 1101 of Regulation AB (Rule 229.1101 of this chapter).
- e. With respect to asset-backed issuers, the certification required by paragraph (d) of

this section must be signed by either:

1. The senior officer in charge of securitization of the depositor if the depositor is signing the report; or
 2. The senior officer in charge of the servicing function of the servicer if the servicer is signing the report on behalf of the issuing entity. If multiple servicers are involved in servicing the pool assets, the senior officer in charge of the servicing function of the master servicer (or entity performing the equivalent function) must sign if a representative of the servicer is to sign the report on behalf of the issuing entity.
- f. The certification requirements of this section do not apply to XBRL-Related Documents, as defined in Rule 232.11 of this chapter.

Regulatory History

67 FR 57276, 57288, Sept. 9, 2002; 68 FR 36636, 36665, June 18, 2003; 70 FR 1506, 1621, Jan. 7, 2005; 70 FR 6556, 6572, Feb. 8, 2005; 70 FR 42234, 42247, July 21, 2005; 70 FR 56825, Sept. 29, 2005; 71 FR 76580, 76596, Dec. 21, 2006.

[Return to top](#)

[Previous](#) • [Contents](#) • [Next](#)

Notice to Users: The Deskbook is made available with the understanding that the University of Cincinnati College of Law is not engaged in rendering legal, accounting or other professional services. If legal advice or other expert assistance is required, the services of a competent professional person should be sought. See Terms and Conditions of Use. —

© Copyright 1998-2008, University of Cincinnati, All Rights Reserved
Contact: joseph.hodnicki@uc.edu

Securities Lawyer's Deskbook

published by The University of Cincinnati College of Law



College of Law

General Rules and Regulations
promulgated
under the
Securities Exchange Act of 1934

Regulatory History

Search Page

Suggestions

Main Table of Contents

Home

Rule 13a-15 -- Issuer's Disclosure Controls and Procedures Related to Preparation of Required Reports

- a. Every issuer that has a class of securities registered pursuant to section 12 of the Act, other than an Asset-Backed Issuer (as defined in Item 229.1101 of this chapter), a small business investment company registered on Form N-5, or a unit investment trust as defined in section 4(2) of the Investment Company Act of 1940, must maintain disclosure controls and procedures (as defined in paragraph (e) of this section) and, if the issuer either had been required to file an annual report pursuant to section 13(a) or 15(d) of the Act for the prior fiscal year or had filed an annual report with the Commission for the prior fiscal year, internal control over financial reporting (as defined in paragraph (f) of this section).
- b. Each such issuer's management must evaluate, with the participation of the issuer's principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, the effectiveness of the issuer's disclosure controls and procedures, as of the end of each fiscal quarter, except that management must perform this evaluation:
 1. In the case of a foreign private issuer (as defined in Rule 3b-4) as of the end of each fiscal year; and
 2. In the case of an investment company registered under section 8 of the Investment Company Act of 1940, within the 90-day period prior to the filing date of each report requiring certification under Investment Company Act Rule 30a-2.
- c. The management of each such issuer that either had been required to file an annual report pursuant to section 13(a) or 15(d) of the Act for the prior fiscal year or previously had filed an annual report with the Commission for the prior fiscal year, other than an investment company registered under section 8 of the Investment Company Act of 1940, must evaluate, with the participation of the issuer's principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, the effectiveness, as of the end of each fiscal year, of the issuer's internal control over financial reporting. The framework on which management's evaluation of the issuer's internal control over financial reporting is based must be a suitable, recognized control framework that is established by a body or group that has followed due-process procedures, including the broad distribution of the framework for public comment.

- d. The management of each such issuer that either had been required to file an annual report pursuant to section 13(a) or 15(d) of the Act for the prior fiscal year or had filed an annual report with the Commission for the prior fiscal year, other than an investment company registered under section 8 of the Investment Company Act of 1940, must evaluate, with the participation of the issuer's principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, any change in the issuer's internal control over financial reporting, that occurred during each of the issuer's fiscal quarters, or fiscal year in the case of a foreign private issuer, that has materially affected, or is reasonably likely to materially affect, the issuer's internal control over financial reporting.
- e. For purposes of this section, the term *disclosure controls and procedures* means controls and other procedures of an issuer that are designed to ensure that information required to be disclosed by the issuer in the reports that it files or submits under the Act (15 U.S.C. 78a *et seq.*) is recorded, processed, summarized and reported, within the time periods specified in the Commission's rules and forms. Disclosure controls and procedures include, without limitation, controls and procedures designed to ensure that information required to be disclosed by an issuer in the reports that it files or submits under the Act is accumulated and communicated to the issuer's management, including its principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, as appropriate to allow timely decisions regarding required disclosure.
- f. The term internal control over financial reporting is defined as a process designed by, or under the supervision of, the issuer's principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, and effected by the issuer's board of directors, management and other personnel, to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles and includes those policies and procedures that:
 1. Pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the issuer;
 2. Provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the issuer are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the issuer; and
 3. Provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the issuer's assets that could have a material effect on the financial statements.

Regulatory History

67 FR 57276, 57289, Sept. 9, 2002; 68 FR 5348, 5364, Feb. 3, 2003; 68 FR 36636, 36666, June 18, 2003; 70 FR 1506, 1621, Jan. 7, 2005; 71 FR 76580, 76596, Dec. 21, 2006.

[Return to top](#)

[Previous](#) • [Contents](#) • [Next](#)

Notice to Users: The Deskbook is made available with the understanding that the University of Cincinnati College of Law is not engaged in rendering legal, accounting or other professional services. If legal advice or other expert assistance is required, the services of a competent professional person should be sought. See Terms and Conditions of Use. ■

© Copyright 1998-2008, University of Cincinnati, All Rights Reserved
Contact: joseph.hodnicki@uc.edu

🔍 サイト内検索 (e-Gov)

検索

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) >

[英語版はこちら](#)

平成20年3月11日
金融庁

「内部統制報告制度に関する11の誤解」等の公表について

平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入されます内部統制報告制度は、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら整備することを目指しています。

しかしながら、実務の現場では、一部に過度に保守的な対応が行われているとも言われております。金融庁では、そうした指摘も踏まえ「内部統制報告制度に関する11の誤解」を公表し、改めて制度の意図を説明することといたしました。

また、併せて、内部統制報告制度の円滑な実施に向けた行政の対応を公表することとしました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000（代表）
総務企画局企業開示課
（内線 3680、3656）

-
- [（別紙1）内部統制報告制度に関する11の誤解（PDF：77K）](#)
 - [（別紙2）内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応（PDF：130K）](#)

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080311-1.html> (1/2)2008/05/13 16:32:34

内部統制報告制度に関する11の誤解

1. 米国SOX法と同じか

誤解 米国の企業改革法(SOX法)のような制度が導入される。



実際 米国におけるSOX法に対する批判を踏まえて、制度を設計。

(具体例)

- トップダウン型のリスク・アプローチ
重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で内部統制を整備・評価(評価する範囲の絞込みに工夫)。
- 内部統制の不備の区分の簡素化
内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つに簡素化(米国では3つに区分)。

※ この他にも、負担軽減のために、次頁以下の配慮

2. 特別な文書化が必要か

誤解 フローチャートの作成など、内部統制のため新たに特別な文書化等を行わなければならない。



実際 企業の作成・使用している記録等を適宜、利用。

(具体例)

- 内部統制の記録
フローチャート、業務記述書などの作成は必ずしも求めておらず、企業の作成・使用している記録等を利用し、必要に応じて補足を行うことで可。
- 記録の保存
すべてを文書として保存するのではなく、適切な範囲・方法(磁気媒体など)により保存すれば可。

3. すべての業務に内部統制が必要か

誤解 どんなに小さな業務(プロセス)でも内部統制を整備・評価しなければならない。



実際 全社的な内部統制が最重要であり、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、重要な虚偽記載につながるリスクを勘案し、業務(プロセス)を評価する範囲の絞り込みが可能。

(具体例)

- 評価対象となる業務の絞り込み
売上等の3分の2に達するまでの事業拠点における3つの勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)に係る業務に絞り込み。
- 重要性の僅少な業務の除外
さらに、評価対象となった業務のうちに重要性の僅少(ケース・バイ・ケースではあるが、例えば5%)なものがあれば除外可。

4. 中小企業でも大がかりな対応が必要か

誤解 米国では、中小企業に配慮する動きがあるが、日本では、中小企業も大企業と同様の内部統制の仕組みが必要である。



実際 上場会社のみが対象、かつ、企業の規模・特性などの中小企業の実態を踏まえた簡素な仕組みを正面から容認。

(具体例)

- 職務分掌に代わる代替的な統制
マンパワーが不足している場合などには、経営者や他の部署の者が適切にモニタリングを実施すること可。
- 企業外部の専門家の利用
モニタリング作業の一部を社外の専門家を利用して実施することが可能。

5. 問題があると罰則等の対象になるのか

誤解

内部統制報告書の評価結果に問題がある場合、上場廃止になったり、罰則の対象となる。



実際

内部統制に問題(重要な欠陥)があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反(罰則)の対象にはならない。

(具体例)

- 「重要な欠陥」は上場廃止事由とはならない(東証・上場制度総合整備プログラム2007)。
- 「重要な欠陥」があっても、それだけでは、金融商品取引法違反とはならず、罰則の対象にもならない(罰則の対象となるのは、内部統制報告書の重要な事項について虚偽の記載をした場合(金融商品取引法197条の2)。)。

6. 監査人等の指摘には必ず従うべきか

誤解

内部統制の整備・評価は、監査法人やコンサルティング会社の言うとおりに行わなくてはならない。



実際

自社のリスクを最も把握している経営者が、主体的に判断。

(具体例)

- 監査人の適切な指摘
監査人の指摘は、内部統制の構築等に係る作業や決定が、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、適切な範囲で行われる必要。
- 監査人等の開発したマニュアル、システム
監査法人やコンサルティング会社の開発したマニュアル(内部統制ツールなど)、システムを使用しなければならないということはない。

7. 監査コストは倍増するのか

誤解 財務諸表監査に加え、新たに内部統制監査を受けるため、監査コストは倍増する。



実際 内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が一体となって効率的・効果的に実施。

(具体例)

- 監査計画の一体的作成
財務諸表監査と内部統制監査の監査計画を一体的に作成。
- 監査証拠の利用
それぞれの監査で得られた監査証拠は相互に利用。

8. 非上場の取引先も内部統制の整備が必要か

誤解 上場会社と取引すると、非上場会社でも、内部統制を整備・評価しなければならない。



実際 上場会社と取引があることをもって、内部統制の整備等を求められることはない。

(具体例)

- 取引先(委託業務の委託先を除く。)
上場会社の仕入先や得意先などの取引先(非上場会社)には、内部統制の整備・評価は求めている(これまでどおりの納品書、請求書等の作成等で可)。
- 上場会社の業務の委託先
委託業務の委託先であっても、重要な業務(プロセス)となっていない場合には、評価の対象とはならない。

9. プロジェクトチーム等がないと問題か

誤解

内部統制報告制度に対応するためのプロジェクトチームがない場合や専門の担当者がいない場合は、問題(重要な欠陥)である。



実際

内部統制報告制度への対応については、既設の部署等を活用で可。必ずしもプロジェクトチームや専門の担当者を置くことは不要。

(具体例)

- 既設の部署の活用
経理部や内部監査部など既設の部署を活用。
- 企業外部の専門家の利用
内部統制の評価作業等の一部を社外の専門家を利用して実施。

10. 適用日までに準備を完了する必要があるのか

誤解

平成20年4月から内部統制報告制度が適用されるので、もう間に合わない。



実際

内部統制はプロセスであり、問題点があれば、その都度、是正していくことが重要。

(具体例)

- 報告書の提出期限
最も早く報告書を提出する3月決算の会社でも、平成21年3月末の状況を平成21年6月末までに報告。
- 問題点(重要な欠陥)への対応
期末日までに問題点が是正されていれば内部統制は有効。
そうでなくても、期末日後の是正措置や是正に向けての方針等を報告書に記載することが可能。

11. 期末のシステム変更等は延期が必要か

誤解

内部統制の評価のために、期末に予定していたシステム変更や合併等の再編を延期しなければならない。



実際

予定を変更せず、そのまま実施しても、内部統制は有効。

(具体例)

- 期間内に十分な評価手続を実施できないとしても、経営者は「やむを得ない事情」によるものとし、評価範囲から除外して、内部統制の評価が可能。
- この場合、監査人は「無限定適正意見」を表明可能。

別紙 2

内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

本年4月からの制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る。

○ 準備状況の的確な把握

- 準備状況のヒアリング
→ 会社・監査人に対し、ヒアリング等を行い、準備段階における疑問点や問題点を把握



○ 基準等の内容の一層の明確化

- 追加Q&Aの公表
→ ヒアリングの結果等を踏まえ、「内部統制報告制度Q&A」を追加公表
- 相談・照会窓口の設置
→ 日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応
- 制度導入後のレビュー
→ 制度導入後、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討(金融・資本市場競争力強化プラン)

○ 指導中心の対応

- 内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応にならないよう、制度の円滑な実施を図るという観点から指導中心の行政対応

金融商品取引法研究会メンバー

(平成 20 年 5 月 21 日現在)

顧問	森本	滋	京都大学大学院法学研究科教授
会長	神田	秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
副会長	前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
委員	青木	浩子	千葉大学大学院専門法務研究科教授
〃	太田	洋	西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士
〃	川口	恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
〃	神作	裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
〃	近藤	光男	神戸大学大学院法学研究科教授
〃	戸田	暁	京都大学大学院法学研究科准教授
〃	中東	正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
〃	中村	聡	森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士
〃	藤田	友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	山田	剛志	新潟大学大学院実務法学研究科准教授
オブザーバー	松尾	直彦	東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
〃	永井	智亮	野村證券執行役
〃	桑原	政宜	大和証券グループ本社法務部長
〃	永山	明彦	日興シティホールディングス法務部長
〃	浅場	達也	みずほ証券法務室長
〃	伊地知	日出海	日本証券業協会常務執行役
〃	平田	公一	日本証券業協会常務執行役
〃	菊地	銅二	日本証券業協会自主規制企画部長
〃	小川	宏幸	日本証券業協会客員研究員・ 亜細亜大学法学部准教授
〃	柿崎	環	日本証券業協会客員研究員・ 東洋大学法科大学院准教授
〃	木村	真生子	日本証券業協会客員研究員・筑波大学ビジネス科学研究科アシスタントリサーチャー
〃	金	賢仙	日本証券業協会客員研究員・早稲田大学 法学研究課博士課程
〃	廣瀬	康	東京証券取引所総務部法務グループ課長
研究所	高橋	厚男	日本証券経済研究所理事長
〃	若林	良之助	日本証券経済研究所常務理事
〃	関	要	日本証券経済研究所顧問
〃	小林	和子	日本証券経済研究所主任研究員
〃	萬澤	陽子	日本証券経済研究所研究員
〃	安田	賢治	日本証券経済研究所事務局次長

(敬称略)

[参考] 既に公表した「証券取引法研究会研究記録」

第1号「裁判外紛争処理制度の構築と問題点」 報告者 森田章同志社大学教授	2003年11月
第2号「システム障害と損失補償問題」 報告者 山下友信東京大学教授	2004年1月
第3号「会社法の大改正と証券規制への影響」 報告者 前田雅弘京都大学教授	2004年3月
第4号「証券化の進展に伴う諸問題(倒産隔離の明確化等)」 報告者 浜田道代名古屋大学教授	2004年6月
第5号「EUにおける資本市場法の統合の動向 —投資商品、証券業務の範囲を中心として—」 報告者 神作裕之東京大学教授	2005年7月
第6号「近時の企業情報開示を巡る課題 —実効性確保の観点を中心に—」 報告者 山田剛志新潟大学助教授	2005年7月
第7号「プロ・アマ投資者の区分—金融商品・ 販売方法等の変化に伴うリテール規制の再編—」 報告者 青木浩子千葉大学助教授	2005年9月
第8号「目論見書制度の改革」 報告者 黒沼悦郎早稲田大学教授	2005年11月
第9号「投資サービス法(仮称)について」 報告者 三井秀範金融庁総務企画局市場課長 松尾直彦金融庁総務企画局 投資サービス法(仮称)法令準備室長	2005年11月
第10号「委任状勧誘に関する実務上の諸問題 —委任状争奪戦(proxy fight)の文脈を中心に—」 報告者 太田洋 西村ときわ法律事務所パートナー・弁護士	2005年11月
第11号「集団投資スキームに関する規制について —組合型ファンドを中心に—」 報告者 中村聡 森・濱田松本法律事務所パートナー・弁護士	2005年12月
第12号「証券仲介業」 報告者 川口恭弘同志社大学教授	2006年3月
第13号「敵対的買収に関する法規制」 報告者 中東正文名古屋大学教授	2006年5月

- 第 14 号「証券アナリスト規制と強制情報開示・不公正取引規制」 2006 年 7 月
報告者 戸田暁京都大学助教授
- 第 15 号「新会社法のもとでの株式買取請求権制度」 2006 年 9 月
報告者 藤田友敬東京大学教授
- 第 16 号「証券取引法改正に係る政令等について」 2006 年 12 月
(TOB、大量保有報告関係、内部統制報告関係)
報告者 池田唯一金融庁総務企画局企業開示課長
- 第 17 号「間接保有証券に関するユニドロア条約策定作業の状況」 2007 年 5 月
報告者 神田秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 18 号「金融商品取引法の政令・内閣府令について」 2007 年 6 月
報告者 三井秀範 金融庁総務企画局市場課長
- 第 19 号「特定投資家・一般投資家について」 2007 年 9 月
報告者 青木浩子 千葉大学大学院専門法務研究科教授
- 第 20 号「金融商品取引所について」 2007 年 10 月
報告者 前田雅弘 京都大学大学院法学研究科教授
- 第 21 号「不公正取引について－村上ファンド事件を中心に－」 2008 年 1 月
報告者 太田洋 西村あさひ法律事務所パートナー・弁護士
- 第 22 号「大量保有報告制度」 2008 年 3 月
報告者 神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 第 23 号「開示制度（Ⅰ）－企業再編成に係る開示制度および
集団投資スキーム持分等の開示制度－」 2008 年 4 月
報告者 川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

[新 刊 案 内]

新外国証券関係法令集 アメリカ Ⅱ

「1939 年信託証書法」「1940 投資会社法」など

米国の証券関係法令を全訳 2008 年 3 月発刊

A5 判 295 頁 税込 1,300 円＋税

購入を希望される方は、一般書店または当研究所までお申し込み下さい。
当研究所の出版物案内は研究所のホームページ <http://www.jsri.or.jp/> にてご覧いただけます。

金融商品取引法研究会研究記録 第 24 号

開 示 制 度 (Ⅱ)

—確認書、内部統制報告書、四半期報告書—

平成 20 年 7 月 10 日

定価 (本体 500 円 + 税)

編 者 金 融 商 品 取 引 法 研 究 会
(証券取引法研究会)

発行者 財団法人 日本証券経済研究所
東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

東京証券会館内 〒103-0025

電話 03 (3669) 0737 代表

URL: <http://www.jsri.or.jp>

ISBN978-4-89032-640-2 C3032 ¥500E